

令和 7 年度 第 2 回四街道市保健福祉審議会（障がい福祉部会） 会議次第

令和 8 年 1 月 8 日（木）

1 0 時 0 0 分から

市役所本館 1 号棟 3 階災害対策室

1 開会

2 議題

（1）第 5 次四街道市障がい者基本計画（案）について

3 その他

4 閉会

令和8年1月8日
第2回保健福祉審議会
(障がい福祉部会)
資料No. 1

第5次 四街道市障がい者基本計画 令和8年度～令和17年度 (案)

※デザイン調整中
絵画作品の募集を行い、28件の応募がありました。
全ての作品を表紙及び挿絵として掲載させていただく
予定です。

令和8年3月
四街道市

市長挨拶ページ
(作成中)

【本計画での表記等について】

本市では、「障がい」というひらがな表記を公文書等で使用することにより、「害」という漢字がもつ負のイメージや違和感に配慮するとともに、障害者基本法の目的である「障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現に向けた、市民の理解促進を図ることを目的として、令和6年4月に『「障害」の「害」の字のひらがな表記の使用に関する指針』を策定しました。

これに伴い、本文中では、法令で定められた名称や、国・県の制度名、施設名などの固有名詞を除き、原則として「障がい」とひらがな表記を用いています。

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の背景と趣旨 1
- 2 障がい者施策をめぐる近年の動き 2
- 3 計画の位置づけ・期間 5
- 4 障がい者基本計画とSDGsとの関係 6

第2章 四街道市の障がいのある人の現状

- 1 障がいのある人の状況 7
- 2 アンケート調査からみる現状 11
- 3 障がいのある人を取り巻く現状と課題 26

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念 28
- 2 計画の重点目標 29
- 3 計画の施策体系 31

第4章 障がい者施策の総合的な展開

- 基本方針1 差別の解消及び権利擁護の推進 32
- 基本方針2 暮らしやすい生活環境の整備 41
- 基本方針3 療育・保育・教育の充実 50
- 基本方針4 保健・医療の推進 57
- 基本方針5 自立した生活支援の充実 60
- 基本方針6 雇用・就労の促進 68
- 基本方針7 社会参加の拡充 71

第5章 計画の推進体制

- 1 進捗状況の管理と評価 78
- 2 関係機関との連携 78
- 3 県及び障害保健福祉圏域との調整・協力 78

資料編

第1章

計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

わが国では、「共生社会」の実現を目指し、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域でともに暮らし、支え合う社会の構築が重要視されています。その理念のもと、障がいのある人の自立と社会参加を支援する施策が着実に進められてきました。

本市においても、平成10年3月に「四街道市障害者基本計画」、平成14年3月にその後継である「第2次四街道市障害者基本計画」を策定し、障がい者施策を計画的に推進してきました。さらに、平成18年に施行された障害者自立支援法を受け、平成19年3月には「四街道市障害者基本計画・障害福祉計画」を一体的に策定し、生活全般にわたる支援や福祉サービスの充実に取り組んできました。

平成25年には障害者総合支援法が施行され、平成28年には障害者差別解消法が施行されるなど、制度は大きく転換を迎えました。また、同年には国が障害者権利条約を批准し、国際的な人権基準を踏まえた施策の推進が求められるようになりました。

近年では、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域社会の一員として役割を持ち、安心して暮らせる社会の実現に向け、「インクルーシブ社会」の形成が重視されています。とくに、令和5年4月には改正障害者差別解消法が施行され、事業者に対しても「合理的配慮の提供」が義務付けられたことにより、社会全体での理解と対応が一層求められるようになっていきます。

本市では、地域共生社会の実現に向け、障がい者基幹相談支援センターの設置や、地域生活支援拠点等の整備、手話言語条例の制定など、新たな施策に取り組んできました。

こうした社会状況の変化をふまえ、市では、この度新たに「第5次四街道市障がい者基本計画」を策定いたします。本計画は、これまでの取組の成果を継承・発展させるとともに、多様化・複雑化する課題に対応し、障がいのある人の地域での暮らしを支えるための施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針とするものです。

2 障がい者施策をめぐる近年の動き

障がい福祉を取り巻く環境は、近年、関連法の成立や改正が相次ぎ、目まぐるしく変化しています。ここでは、近年の主な関連法や施策の動向を整理します。

(1) 国の動向

法律・制度等	内容
成年後見制度利用促進法の施行	地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。(平成 28 年 5 月施行)
発達障害者支援法の一部改正	支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障がいの特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障がいのある人の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。(平成 28 年 8 月施行)
医療的ケア児支援法の制定	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心してこどもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されました。(令和 3 年 9 月施行)
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定	障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定されました。(令和 4 年 5 月施行)
第 5 次障害者基本計画の策定	障害者基本法第 11 条第 1 項の規定に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、政府が講ずる障がいのある人のための施策の基本的計画として位置付けられました。令和 5 年 3 月に閣議決定され、第 5 次計画として、令和 5 年度から令和 9 年度までが対象年度となっています。(令和 5 年 3 月策定)

法律・制度等	内容
精神保健福祉法の一部改正	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定により、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」についても一部改正されました。精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障がいのある人の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障がいのある人の希望やニーズに応じた支援体制を整備するためのものです。（令和6年4月施行、一部令和5年4月、10月施行）
障害者雇用促進法の一部改正	令和4年の障がいのある人の雇用の促進等に関する法律改正では、事業主の責務として障がいのある人の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障がいのある人や精神障がいのある人の実雇用率への算定による障がいのある人の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がいのある人の雇用の質の向上などが盛り込まれました。（令和5年以降順次施行）
法定雇用率の引き上げ	令和5年度からの障がいのある人の雇用率は2.7%と改め、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度においては2.3%で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げることとされています。なお、国及び地方公共団体等については、3.0%（教育委員会は2.9%）とされ、段階的な引上げに係る対応は民間事業主と同様となります。（令和6年度以降）
障害者差別解消法の一部改正	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人への合理的配慮の提供の対策を取り込むことを法定義務としました。令和3年5月、同法は改正され、令和6年4月1日から施行されました。改正により、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されました。（令和6年4月施行）

法律・制度等	内容
障害者総合支援法の一部改正	障がいのある人等の地域生活や就労の支援の強化などにより、障がいのある人等の希望する生活を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が令和4年12月に制定されました。(令和6年4月施行)
手話施策推進法の施行	手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的として制定されました。(令和7年6月施行)

(2) 県の動向

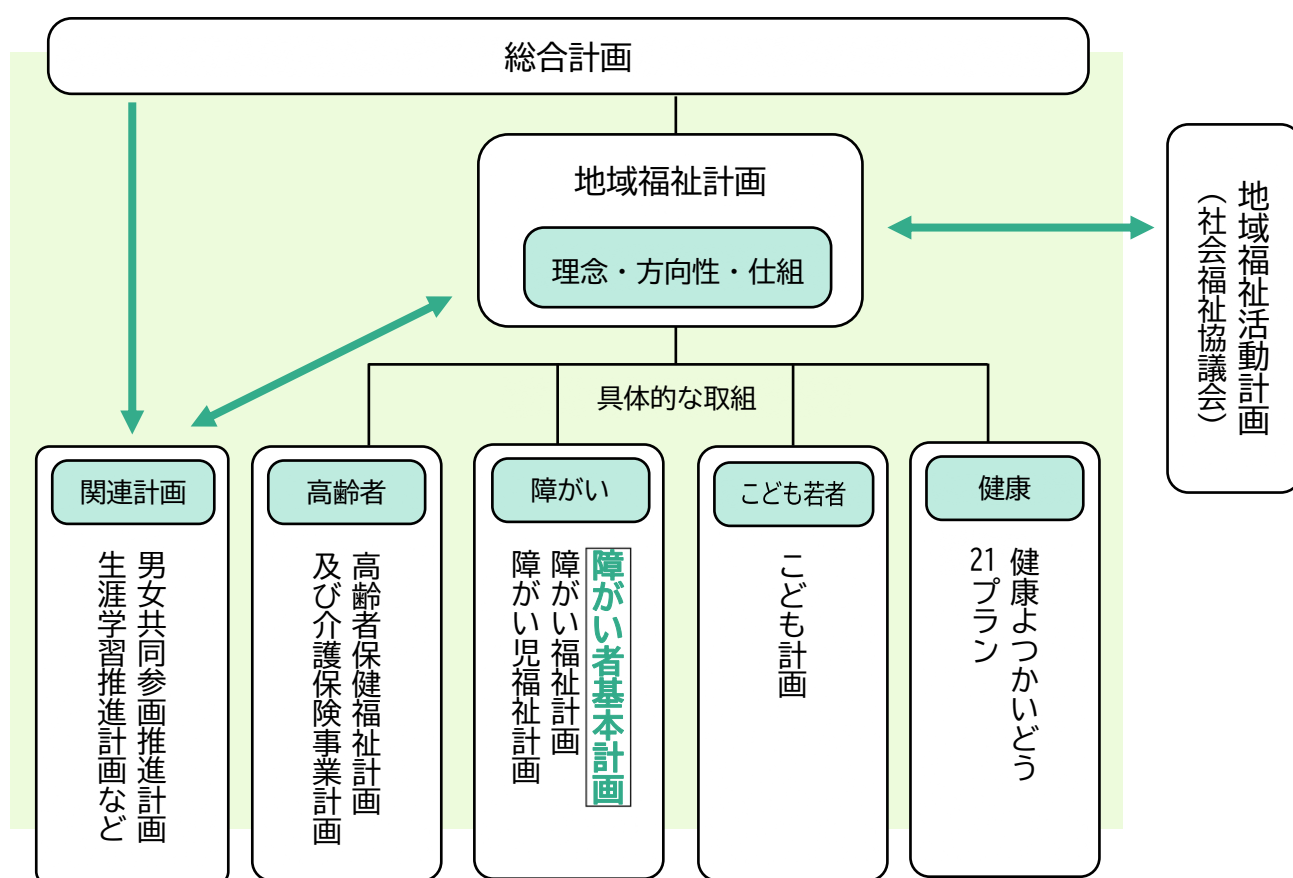
法律・制度等	内容
千葉県手話言語条例の制定	聴覚に障害のある方の意思疎通のために使われる、手話等（手話、筆談等）を普及するための「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が議員提案により平成28年6月に成立しました。(平成28年6月施行)
「千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム」の構築	県が強度行動障害支援の有識者、民間施設・相談支援事業所関係者、医療関係者等により構成する「暮らしの場支援会議」を設置・運営し、責任をもって、一人ひとりの意向に沿った暮らしの場へとつなぐことを目的に構築されました。(令和2年11月設置)
第八次千葉県障害者計画の策定	障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき、県の総合的な障害者施策や県内の障害福祉サービスの見込量等について定める「第八次千葉県障害者計画」を策定しました。令和6年度から令和8年度までが対象年度となっています。(令和6年3月策定)

3 計画の位置づけ・期間

本計画は、障害者基本法第 11 条に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられます。

計画の策定にあたっては、本市のまちづくりの基本的な方向性を定める「四街道市総合計画」（令和 6 年度～令和 25 年度）との整合性を図るとともに、国や県の関連計画を踏まえて策定したものです。

また、地域福祉の推進のために策定された「四街道市地域福祉計画」の理念や方向性を実現するための具体的な取組を示しています。



計画名	概要
障がい者基本計画	障害者基本法第 11 条に基づき、市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	障害者総合支援法第 88 条に基づき、国が示す基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画

本計画の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10か年です。

計画期間の中間にあたる令和12年度に中間見直しを行うこととしています。あわせて、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行い、柔軟に対応していきます。

年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度
計画名												
四街道市総合計画基本構想	令和 6 年度(2024年度)～令和25年度(2043年度)											
四街道市地域福祉計画			令和 8 年度(2026年度) ～令和12年度(2030年度)									
四街道市障がい者基本計画			令和 8 年度(2026年度)～令和17年度(2035年度)									
四街道市障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	令和 6 年度(2024年度) ～令和11年度(2029年度)											
四街道市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	令和 6 年度(2024年度)～ 令和 8 年度(2026年度)											
健康よつかいどう21プラン	平成30年度(2018年度) ～令和10年度(2028年度)											
四街道市こども計画		令和 7 年度(2025年度) ～令和11年度(2029年度)										

4 障がい者基本計画とSDGsとの関係

本計画は、SDGs（持続可能な開発目標）¹の理念である「誰一人取り残さない」社会づくりを目指すものとし、障がい福祉と特に関連する「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」をはじめ、さまざまな取組と連動させて、持続可能な障がい者施策の展開を図ります。



¹ SDGs Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称のことで、平成27年の国連サミットで採択された17のゴール・169のターゲットで構成する世界共通の目標

第2章

四街道市の障がいのある人の現状

1 障がいのある人の状況

令和7年3月31日現在の四街道市の障がい児・者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者の合計、重複含む）は、4,813人、人口に対する障がいのある人の割合は4.99%であり、市民の約20人に1人が身体、知的または精神障がいがあるという状況です。人口に対する障がいのある人の割合は、増加傾向にあり、特に精神障がいのある人の割合は、高い伸び率を示しています。

（1）身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度の2,964人から令和6年度は2,826人へと138人減少し、約0.95倍となっています。

単位（人）	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
所持者数（合計）	2,964	2,750	2,758	2,760	2,791	2,826
等級別手帳所持者数						
1級	1,012	938	919	918	936	966
2級	444	417	412	409	412	405
3級	440	420	444	447	446	436
4級	724	658	668	669	680	699
5級	160	144	140	139	138	141
6級	184	173	175	178	179	179
年齢別手帳所持者数						
18歳未満	76	77	78	83	78	82
18歳以上	2,888	2,673	2,680	2,677	2,713	2,744
障がい種別手帳所持者数						
視覚障がい	228	219	232	228	237	245
聴覚・平衡機能障がい	219	202	217	218	220	225
音声・言語・そしゃく機能障がい	37	35	43	41	44	43
肢体不自由	1,496	1,358	1,356	1,347	1,333	1,319
内部障がい	984	936	910	926	957	994

（２）知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は、令和元年度の 696 人から令和 6 年度は 891 人へと 195 人増加し、約 1.28 倍となっています。

単位（人）	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
所持者数（合計）	696	727	742	797	831	891
等級別手帳所持者数						
㊤ A の 1 A の 2	270	278	286	303	289	324
B の 1	151	156	456	494	542	567
B の 2	275	293				
年齢別手帳所持者数						
18 歳未満	214	224	215	247	261	291
18 歳以上	482	503	527	550	570	600

※等級別について、令和 3 年度より B の 1、B の 2 は合算

（３）精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度の 790 人から令和 6 年度は 1,096 人へと 306 人増加し、約 1.39 倍となっています。

単位（人）	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
所持者数（合計）	790	816	870	946	1,049	1,096
等級別手帳所持者数						
1 級	115	120	120	127	122	125
2 級	447	464	493	559	586	592
3 級	228	232	257	260	341	379

自立支援医療（精神通院医療）受給者は、令和元年度の 1,321 人から令和 6 年度は 1,726 人へと 405 人増加し、約 1.31 倍となっています。

単位（人）	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受給者数	1,321	1,528	1,508	1,601	1,706	1,726

(4) 難病療養者の状況

特定疾患治療医療費受給者数は、以下のとおりです。

単位（人）	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
指定難病の医療費 助成受給者数	654	716	696	710	778	799
小児慢性特定疾病の 医療費助成受給者数	77	89	79	72	66	62

出典：印旛保健所（印旛健康福祉センター）事業年報

(5) 児童の状況

①乳幼児期から育ちに支援を必要とする児童の状況

発達障がいについては、正確な人数は把握できない状況ですが、四街道市において実施する1歳6か月児健康診査と3歳6か月児健康診査（法定健康診査）において、令和6年度に受診した児童のうち、発達障がいの診断及び発達に支援を必要とする可能性のある児童に多く認められる「言語発達の遅れ」「こだわりが強い」「エネルギーが高い、多動傾向である」「アイコンタクトが取りにくい」等対人関係の構築の困難さがある項目に該当する児童の割合は、1歳6か月児健康診査で28.2%、3歳6か月児健康診査で20.9%でした。また、令和5年度小・中学校、特別支援学校において特別な支援を必要とする児童・生徒の割合は9.4%でした。

該当する全ての児童が福祉サービスを必要とするものではありませんが、子育て世帯においては、同時に「子育ての不安感」「子育てのしづらさ」「子育ての負担感」を抱えていることも多く、継続的な子育て支援を必要とする状況にあります。

単位（%）	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
小・中学校、特別支援学校において特別な支援を必要とする児童・生徒の割合	—	9.4	9.4	9.3	9.4	—
3歳6か月児健康診査時点での割合	20.0	22.0	28.0	24.0	20.4	20.9
1歳6か月児健康診査時点での割合	30.0	34.0	37.0	28.0	28.1	28.2

②市内小・中学校の特別支援学級等の状況（令和7年5月1日現在）

四街道市の特別支援学級の在籍児童・生徒数は、小学校が252人（男子184人、女子68人）、中学校が116人（男子81人、女子35人）となっています。

また、すべての小・中学校に特別支援学級が設置されており、各学校の設置状況は以下のとおりです。

【小学校】		単位（学級数）		
学校名		障がい種別		
		知	自情	弱
四 街 道 小 学 校		3	3	
旭 小 学 校		1	1	
南 小 学 校		2	2	
中 央 小 学 校		3	3	
大 日 小 学 校		2	2	
八 木 原 小 学 校		1	3	
四 和 小 学 校		1	1	
山 梨 小 学 校		1	1	1
み そ ら 小 学 校		1	1	
栗 山 小 学 校		2	2	
和 良 比 小 学 校		2	3	
吉 岡 小 学 校		1	2	

【中学校】		単位（学級数）	
学校名		障がい種別	
		知	自情
四 街 道 中 学 校		2	2
千 代 田 中 学 校		1	3
旭 中 学 校		2	2
四 街 道 西 中 学 校		2	1
四 街 道 北 中 学 校		2	3

知：知的障害特別支援学級

自情：自閉症・情緒障害特別支援学級

弱：弱視特別支援学級

四街道小学校、中央小学校：言語障害通級指導教室

八木原小学校：難聴通級指導教室（令和6年度～）

和良比小学校：LD・ADHD等通級指導教室（自校通級のみ）（令和6年度～）

③市内小・中学校に在籍し継続的に学校に通学できない児童（不登校児童・生徒）数の状況

四街道市の不登校児童・生徒数は、令和元年度末で、小学校50人、中学校が81人でした。令和6年度末現在では、小学校120人、中学校116人となり増加傾向がみられています。

（６）障がいのある人の雇用者数（千葉労働局管内）

厚生労働省千葉労働局の発表によると、令和６年６月１日現在の障がいのある人の雇用状況は以下のとおりです。

民間企業における雇用障害者数は 14,844 人で、前年に比べ 3.8%の増となり、21 年連続で過去最高となりました。公的機関の雇用障害者数においても、県機関が 1,222 人、市町村機関は 1,637 人と、いずれも前年を上回っています。

出典：千葉労働局 令和６年障害者雇用状況の集計結果

２ アンケート調査からみる現状

（１）調査概要

①調査目的

四街道市障がい者基本計画を策定するにあたり、障がい当事者の生活状況や障がい福祉施策に対する意識、障害福祉サービス事業所や障がい福祉団体の状況を把握するため、アンケート調査を行いました。

②調査設計及び回収結果

調 査 名：四街道市の障がい者福祉に関するアンケート調査（当事者調査）

調査地域：市内全域

調査対象：四街道市の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院)受給者、福祉サービス利用者(児)の台帳から抽出した 4,335 名

調査期間：令和６年８月 27 日（火）～９月 24 日（火）

調査方法：郵送配布、郵送及び回答用ウェブサイトによる回収

方法	配布数（件）	有効回収数（件）	有効回収率（％）
全 体	4,335	2,620	60.4
郵 送		2,081	48.0
We b		539	12.4

※有効回収率は、小数点第２位以下を四捨五入して算出

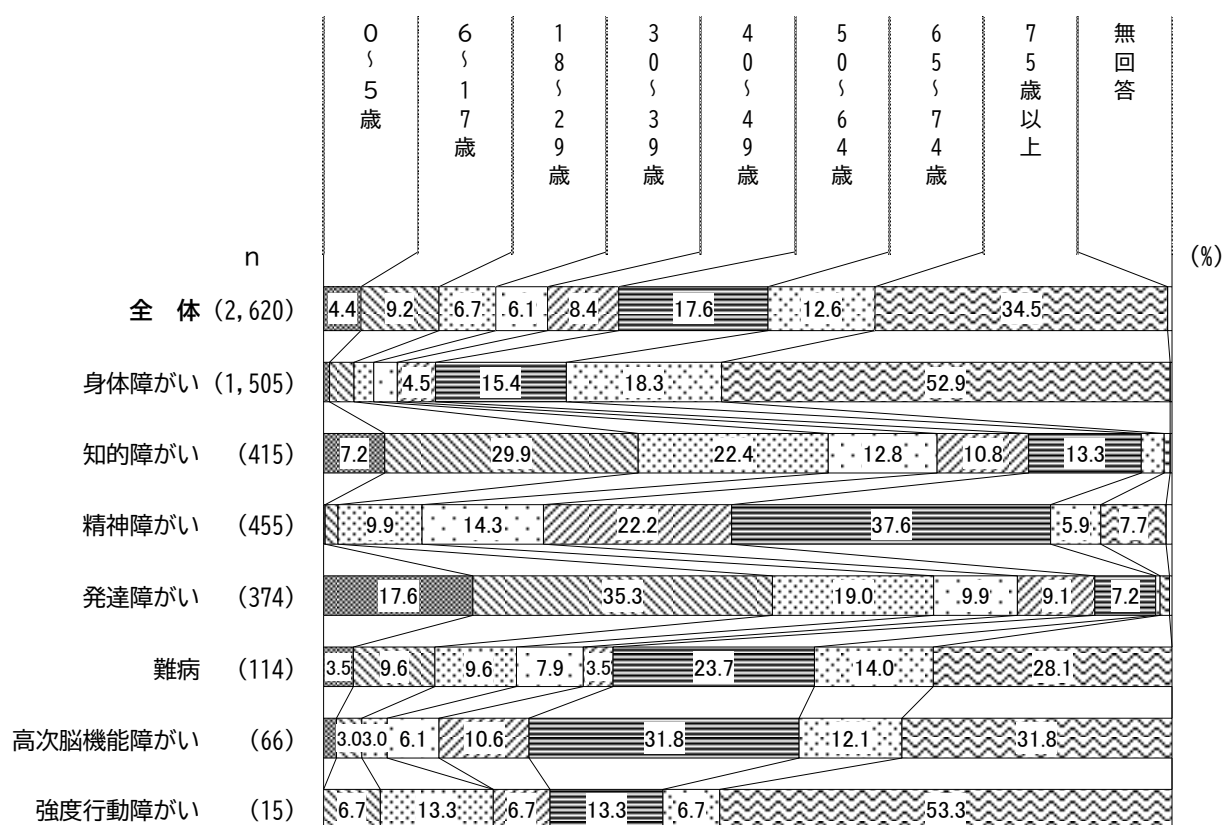
(2) アンケート結果からみえる本市の特徴

①年齢

全体で「75 歳以上」が 34.5%と最も高く、次いで「50～64 歳」が 17.6%となっています。

障がい種別でみると、身体障がいでは「75 歳以上」が 52.9%と高く、65 歳以上を足すと 7 割超を占めます。知的障がいと発達障がいでは「6～17 歳」と「18～29 歳」を合わせた比較的若い年齢層で 5 割台、精神障がいでは 40～64 歳で約 6 割、難病では 50 歳以上の年齢層で 6 割台半ば、高次脳機能障がいでも 50 歳以上の年齢層で 7 割台半ばと高くなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が 30 件未満の項目は分析対象から除いています。

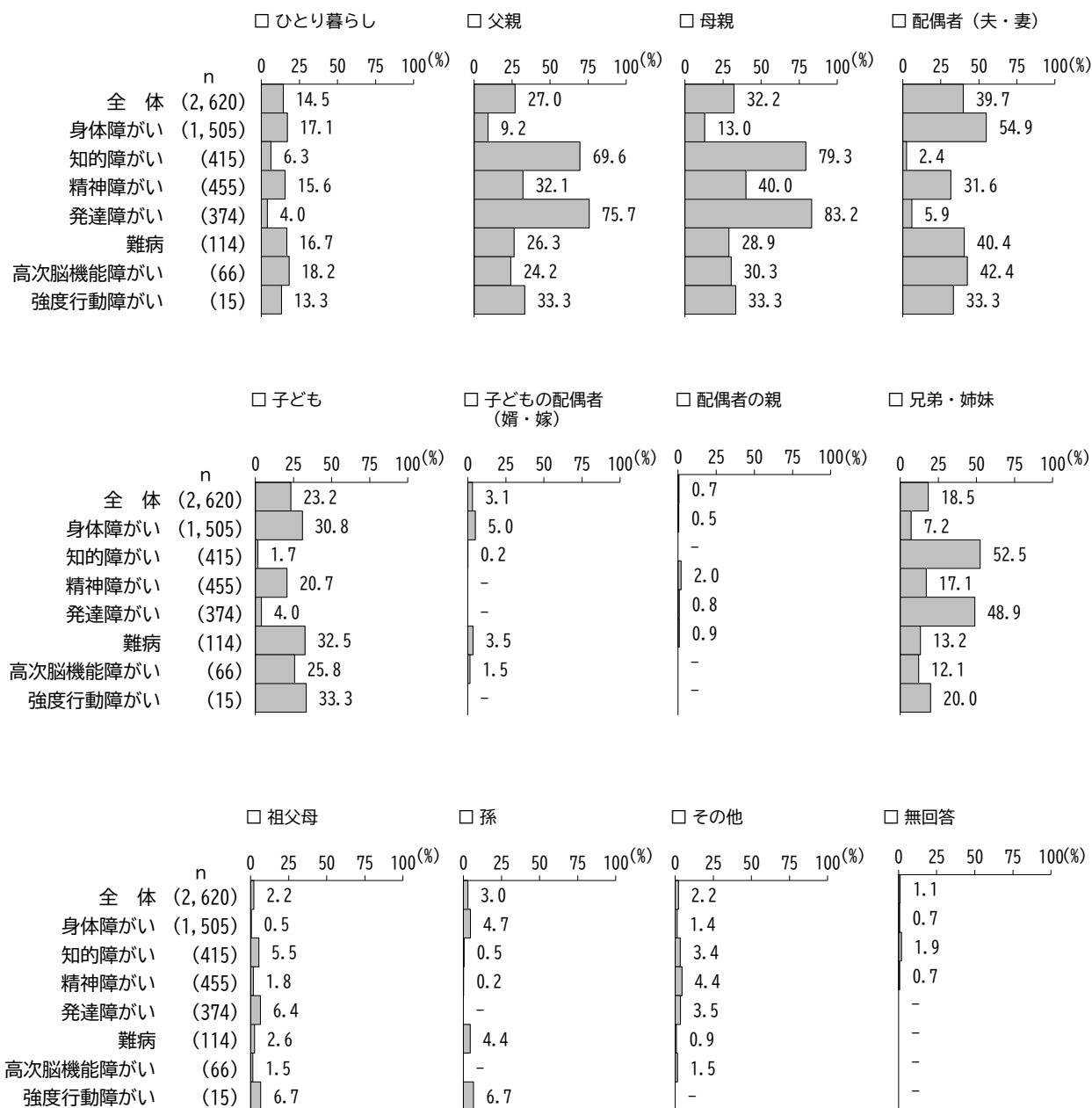


②同居家族

同居人の続柄では、全体で「配偶者（夫・妻）」が39.7%で最も多く、以下、「母親」が32.2%、「父親」が27.0%、「子ども」が23.2%となっています。

障がい種別でみると、身体障がいでは「配偶者（夫・妻）」（54.9%）が高く、知的障がいと発達障がいでは「母親」「父親」「兄弟・姉妹」が高くなっています。

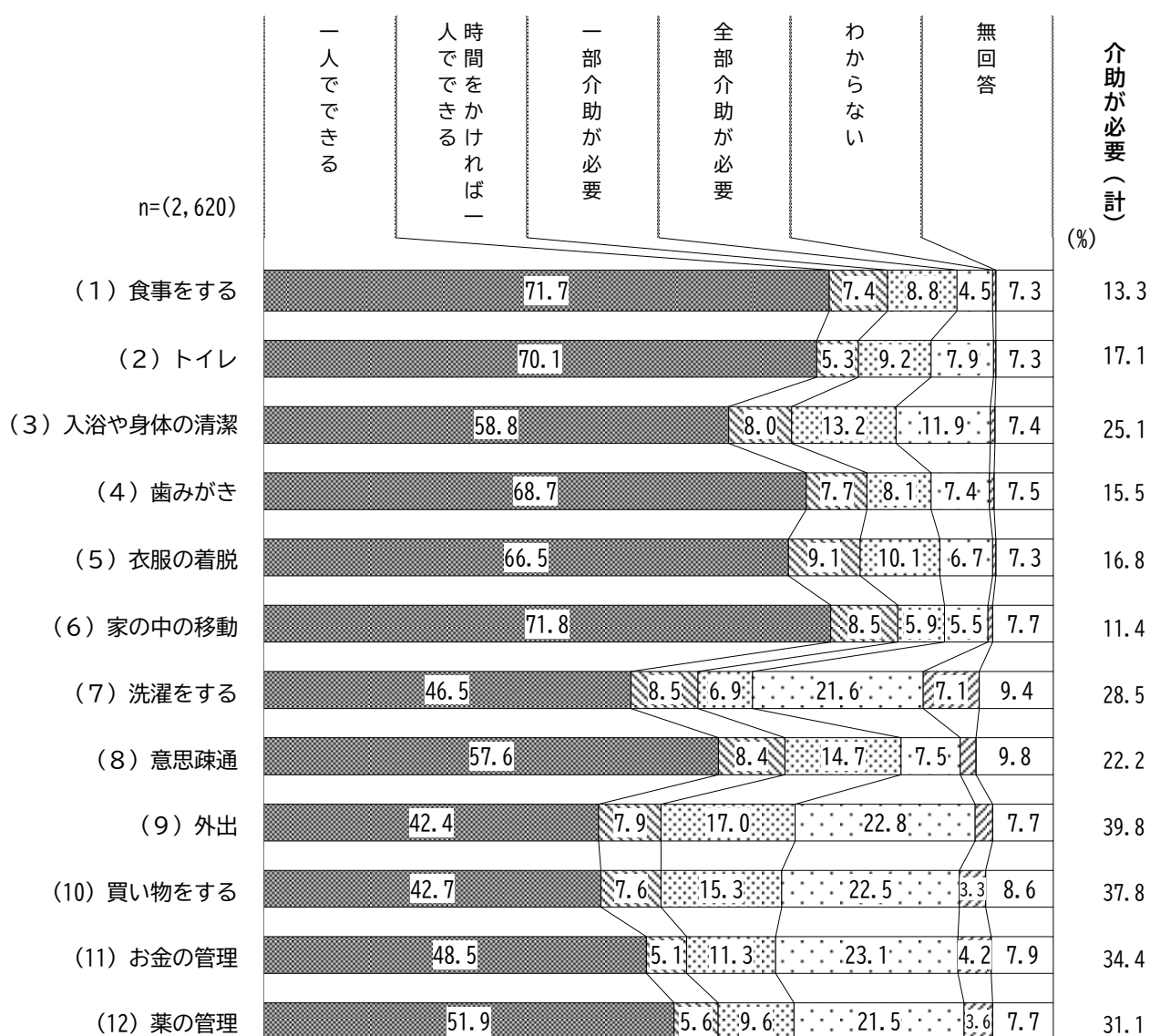
※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。



③日常生活における介助の必要性

介助・支援の状況は、全体で「全部介助が必要」は、〈⑪お金の管理〉(23.1%)、〈⑨外出〉(22.8%)、〈⑩買い物をする〉(22.5%)、〈⑦洗濯をする〉(21.6%)、〈⑫薬の管理〉(21.5%)で2割台と高くなっています。

「全部介助が必要」と「一部介助が必要」を合わせた《介助が必要》でみると〈⑨外出〉(39.8%)、〈⑩買い物をする〉(37.8%)で特に高くなっています。

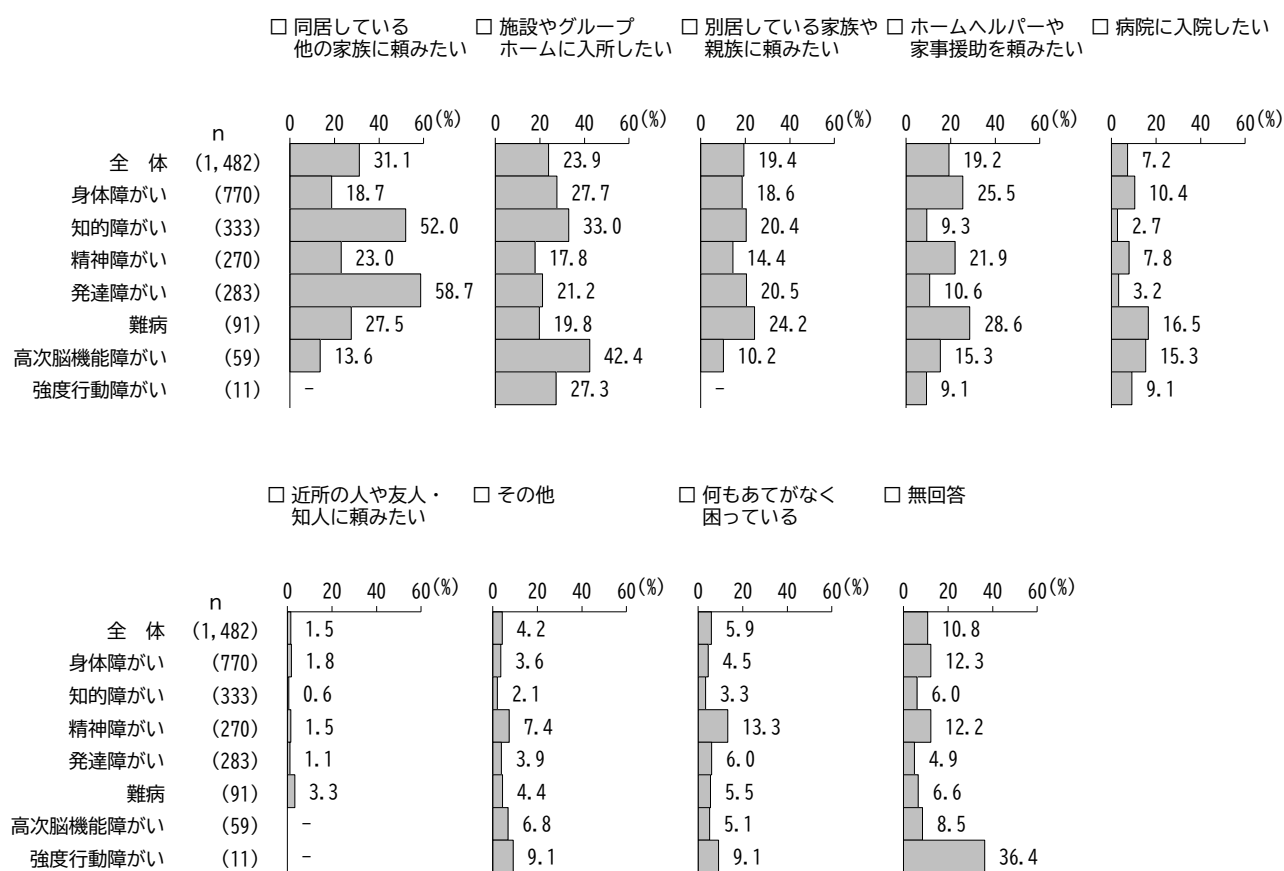


④介助者が不在時の対応

全体で「同居している他の家族に頼みたい」が31.1%と最も高く、次いで「施設やグループホームに入所したい」が23.9%となっています。一方、「何もあてがなく困っている」は5.9%となっています。

障がい種別に上位2位をみると、身体障がいは「施設やグループホームに入所したい」(27.7%)、「ホームヘルパーや家事援助を頼みたい」(25.5%)、知的障がいは「同居している他の家族に頼みたい」(52.0%)、「施設やグループホームに入所したい」(33.0%)、精神障がいは「同居している他の家族に頼みたい」(23.0%)、「ホームヘルパーや家事援助を頼みたい」(21.9%)、発達障がいは「同居している他の家族に頼みたい」(58.7%)、「施設やグループホームに入所したい」(21.2%)、難病は「ホームヘルパーや家事援助を頼みたい」(28.6%)、「同居している他の家族に頼みたい」(27.5%)、高次脳機能障がいは「施設やグループホームに入所したい」(42.4%)、「ホームヘルパーや家事援助を頼みたい」と「病院に入院したい」(ともに15.3%)などとなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。

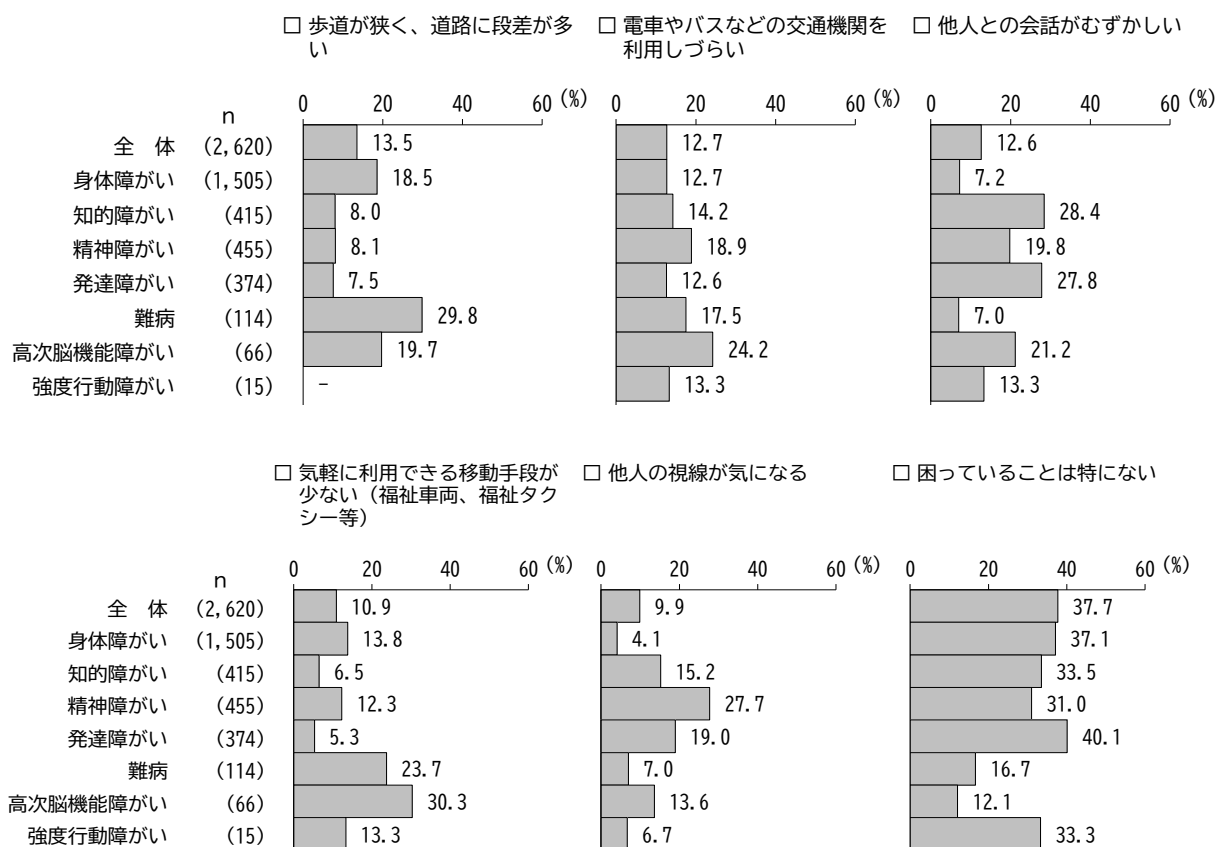


⑤外出の際に困ること（全体上位5位+「困っていることは特にない」）

外出の際に困っていることがあるかについては、全体で「困っていることは特にない」が37.7%と最も高くなっています。具体的に困っていることとしては、「歩道が狭く、道路に段差が多い」が13.5%で最も高く、次いで「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい」が12.7%、「他人との会話がむずかしい」が12.6%などとなっています。

障がい種別でみると、「困っていることは特にない」は身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいでも最も高い割合となっていますが、難病と高次脳機能障がいでは上位5位には入っておらず、難病では「歩道が狭く、道路に段差が多い」（29.8%）、高次脳機能障がいでは「気軽に利用できる移動手段が少ない（福祉車両、福祉タクシー等）」（30.3%）が最も高い割合となっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。



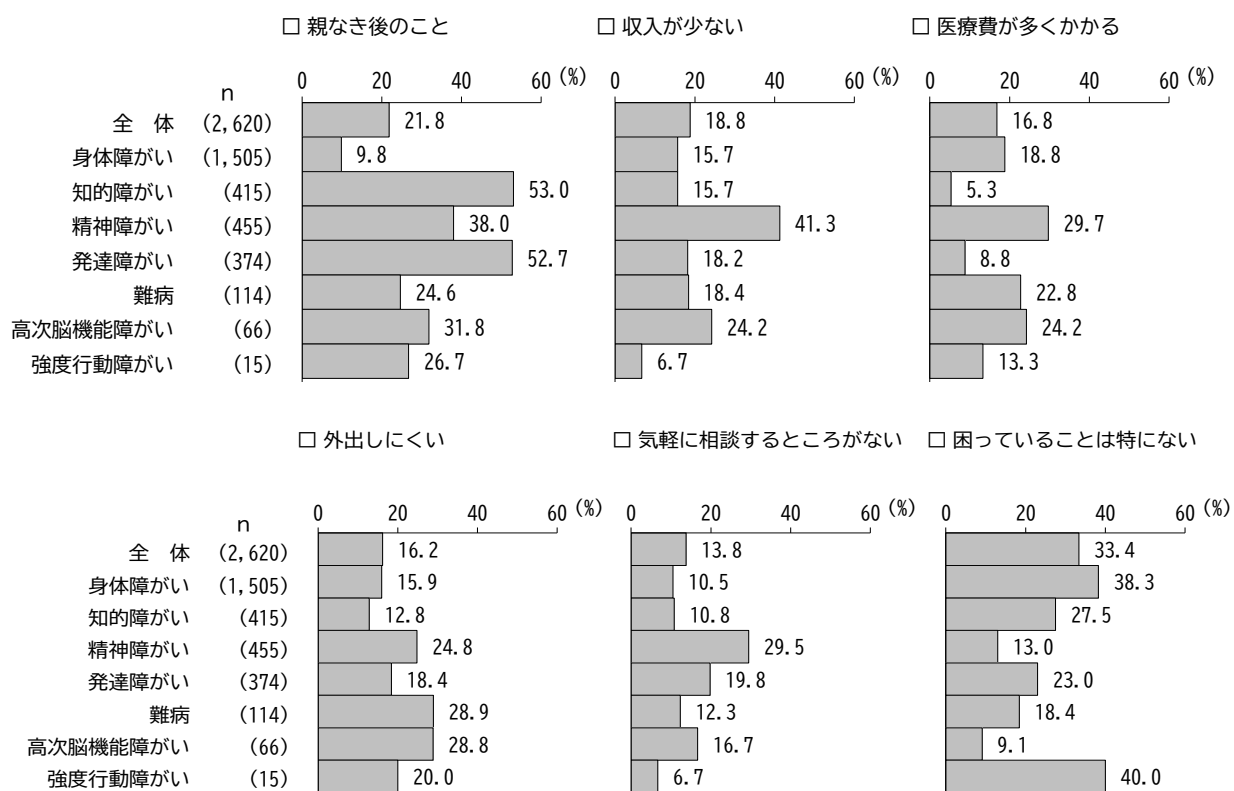
⑥現在の生活で困っていること、不安に感じていること

(全体上位5位+「困っていることは特にない」)

現在の生活で困っている、不安に感じていることは、全体で「親なき後のこと」が21.8%、「収入が少ない」が18.8%と高くなっています。一方、「困っていることは特にない」が33.4%と最も高くなっています。

障がい種別でみると、「親なき後のこと」は知的障がい(53.0%)と発達障がい(52.7%)で5割台と高く、「収入が少ない」は精神障がい(41.3%)で最も高くなっています。一方、「困っていることは特にない」は身体障がい(38.3%)と高く、逆に高次脳機能障がい(9.1%)と最も低くなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。

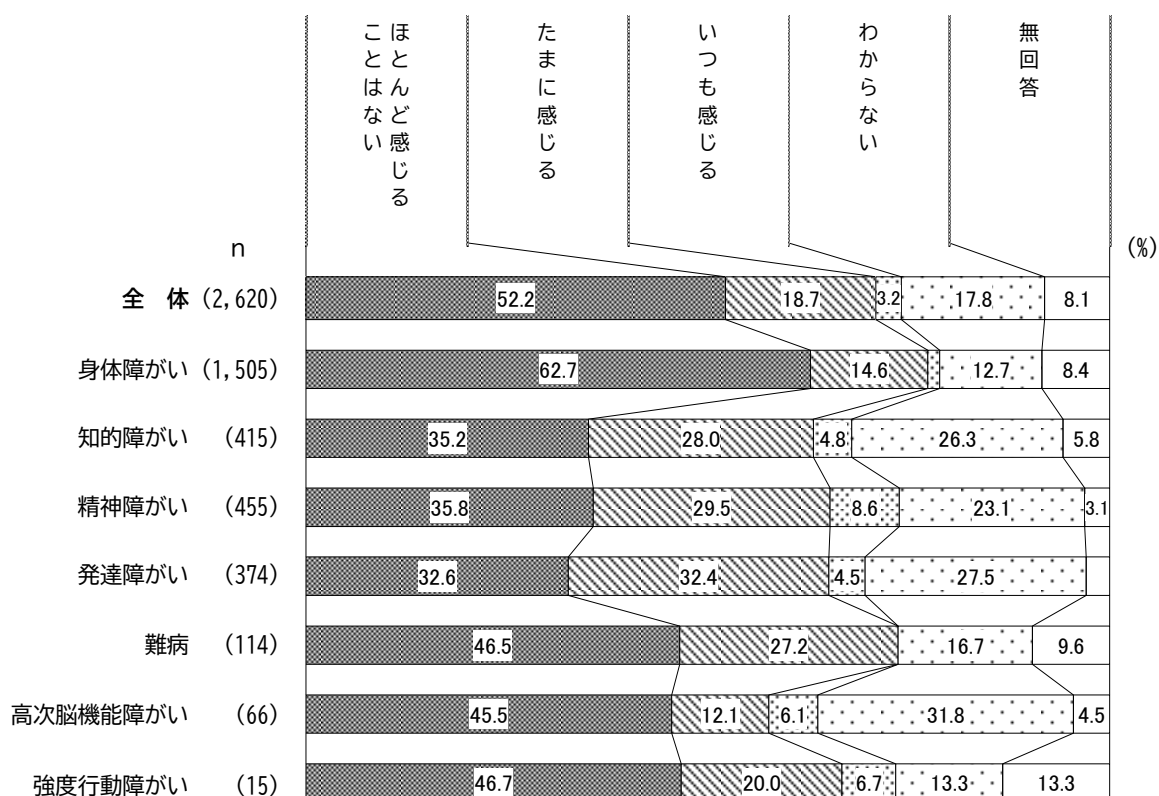


⑦差別や人権侵害、虐待を受けていると感じること

全体で「ほとんど感じることはない」と答えた人は52.2%と過半数を占めています。一方、「たまに感じる」(18.7%)と「いつも感じる」(3.2%)を合わせた《感じる》は21.9%となっています。

障がい種別でみると、「ほとんど感じることはない」は身体障がいでは62.7%と最も高くなっています。一方、《感じる》は精神障がいでは38.1%で最も高く、次いで発達障がい(36.9%)、知的障がい(32.8%)などとなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。

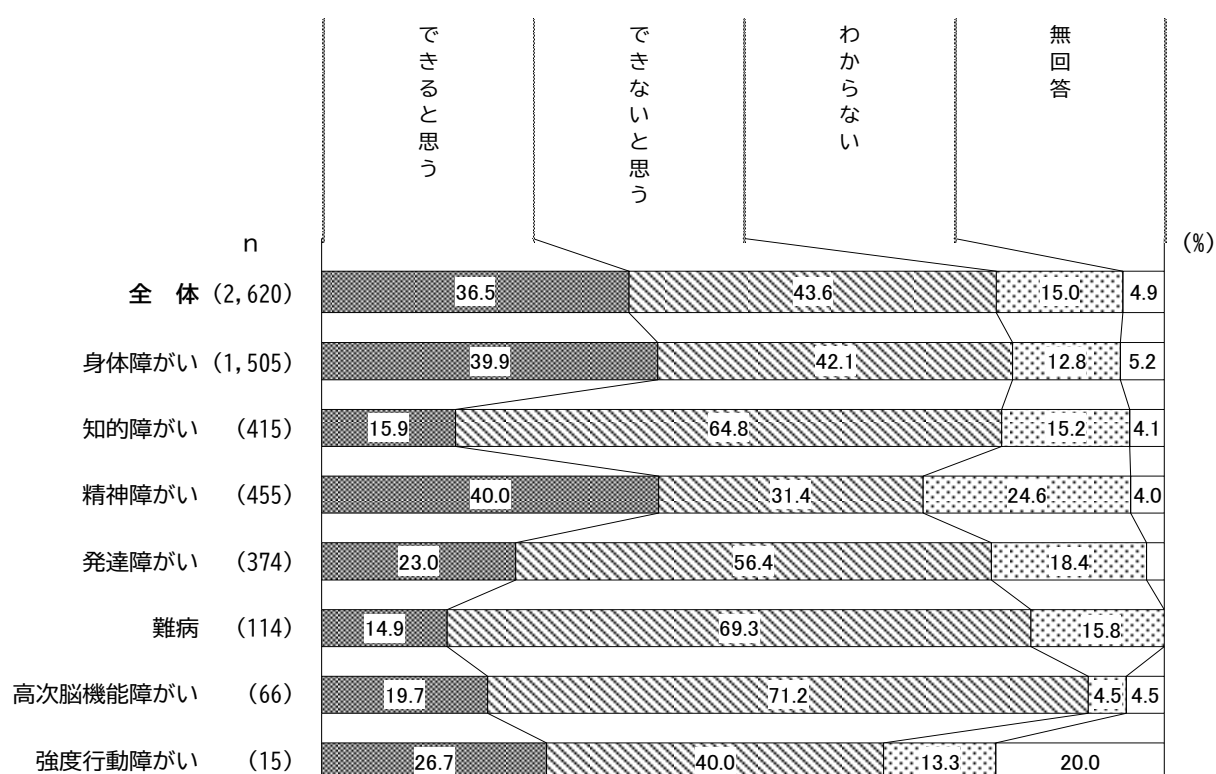


⑧災害時における一人での避難の能否

全体で「できると思う」が 36.5%、「できないと思う」が 43.6%となっています。
また、「わからない」は 15.0%となっています。

障がい種別でみると、精神障がい(40.0%)では「できると思う」、高次脳機能障がい(71.2%)、難病(69.3%)、知的障がい(64.8%)、発達障がい(56.4%)では「できないと思う」がほかの障がい種別より高くなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が 30 件未満の項目は分析対象から除いています。

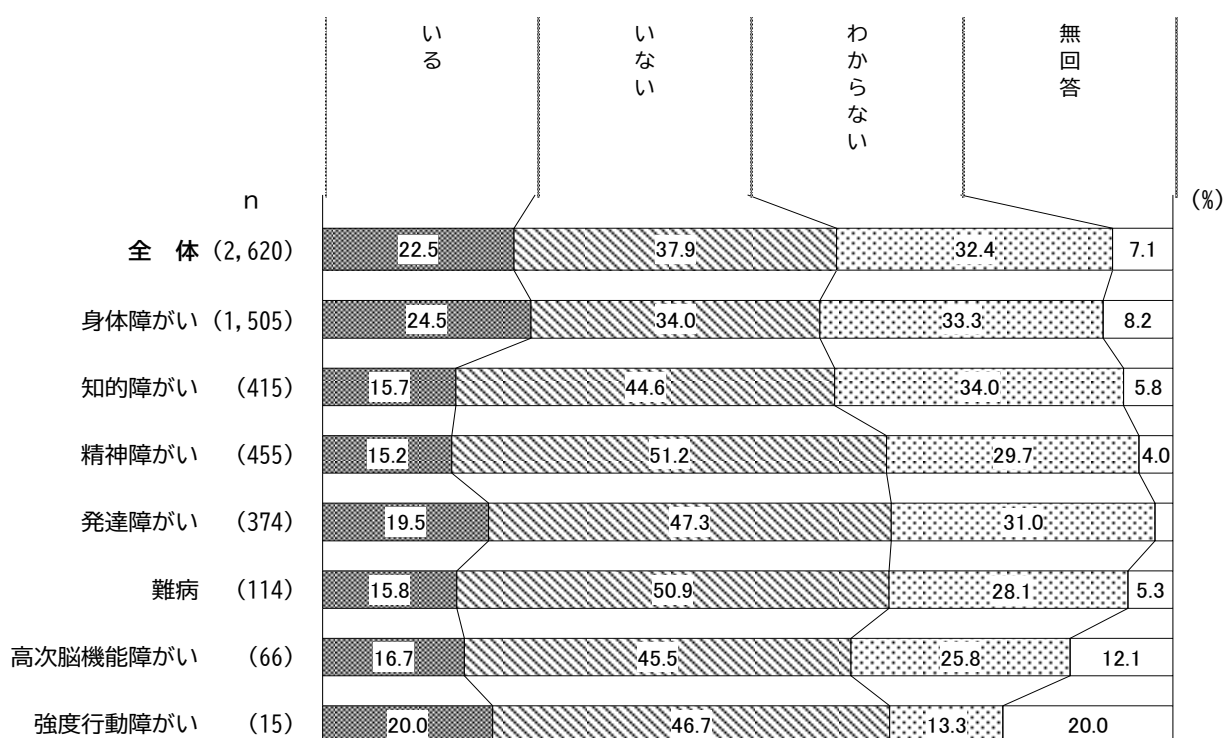


⑨災害時における近所に助けてくれる人の有無

全体で「いる」が 22.5%、「いない」が 37.9%となっています。また、「わからない」は 32.4%となっています。

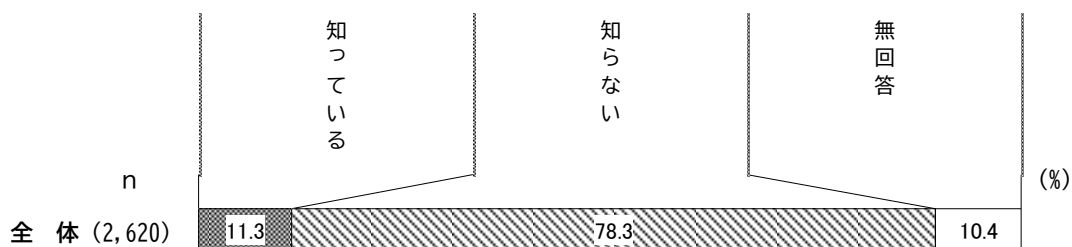
障がい種別でみると、精神障がい(51.2%)と難病(50.9%)では「いない」が5割を超えて、ほかの障がい種別より高くなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が 30 件未満の項目は分析対象から除いています。



⑩個別避難計画作成の状況（避難行動要支援者避難支援制度認知者）

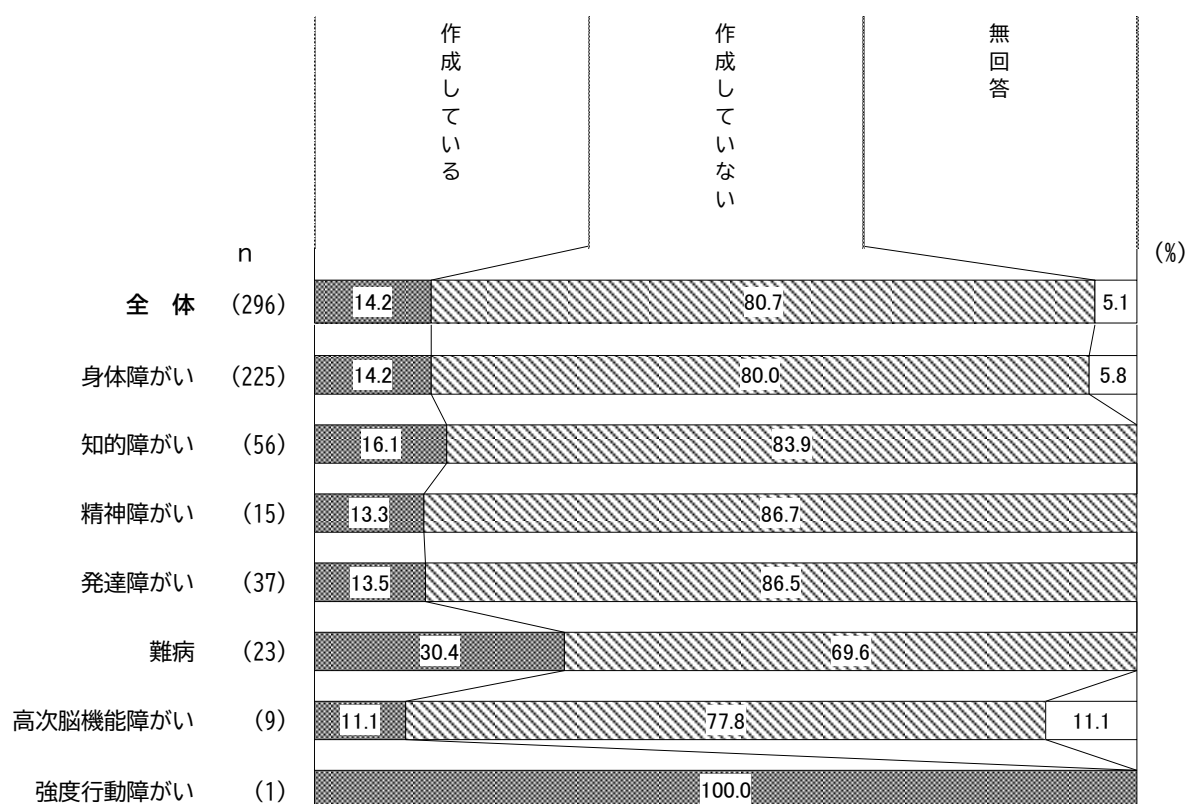
避難行動要支援者避難支援制度の認知度は、全体で「知っている」が11.3%、「知らない」が78.3%となっています。



避難行動要支援者避難支援制度を知っている方の個別避難計画の作成状況は、「作成している」は14.2%、「作成していない」が80.7%と高くなっています。

障がい種別でみると、特に大きな違いはみられません。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。

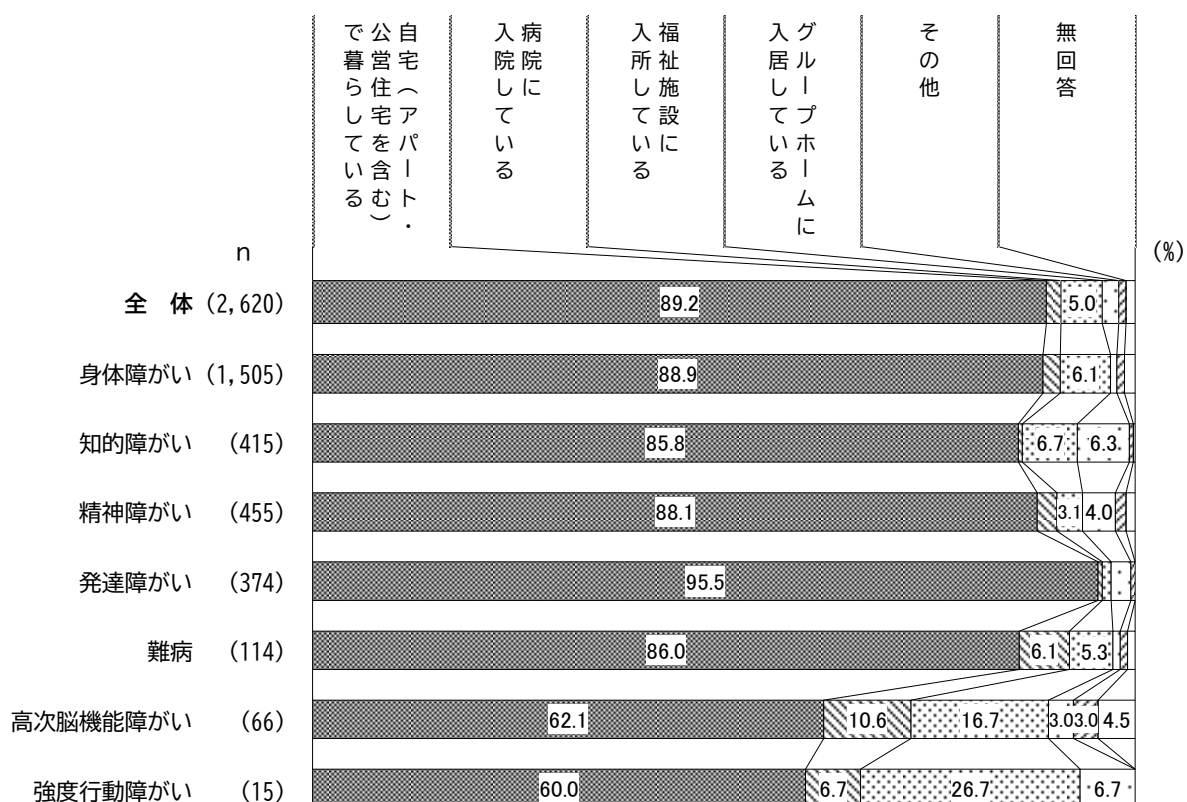


⑪現在の生活場所

全体で「自宅（アパート・公営住宅を含む）で暮らしている」が89.2%を占めています。

障がい種別でみると、「自宅（アパート・公営住宅を含む）で暮らしている」は高次脳機能障がい以外で8割台半ば以上と高く、特に発達障がいでは95.5%を占めています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。

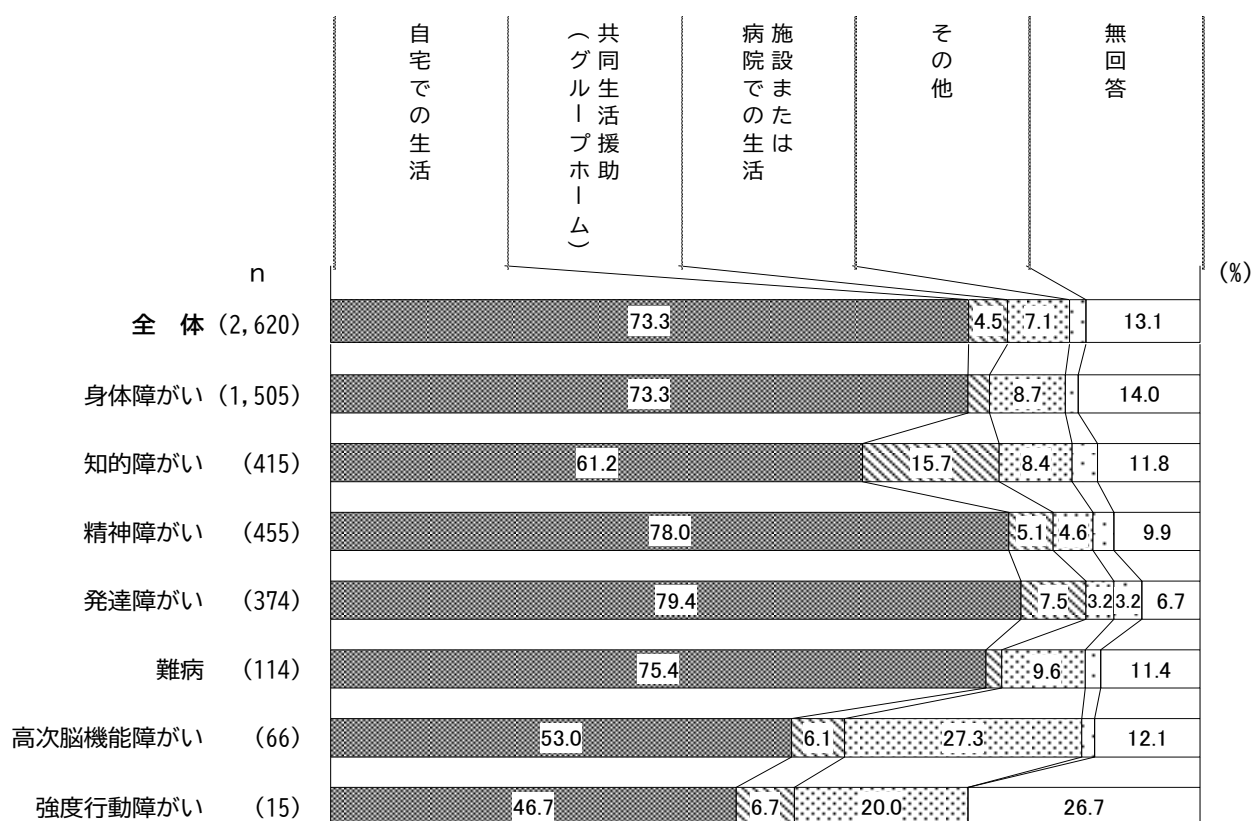


⑫今後、希望する生活形態

全体で「自宅での生活」が73.3%を占めています。

障がい種別でみると、「自宅での生活」は多くの障がいで高くなっています。知的障がい(15.7%)では「共同生活援助（グループホーム）」、高次脳機能障がい(27.3%)では「施設または病院での生活」がほかの障がい種別より高くなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。

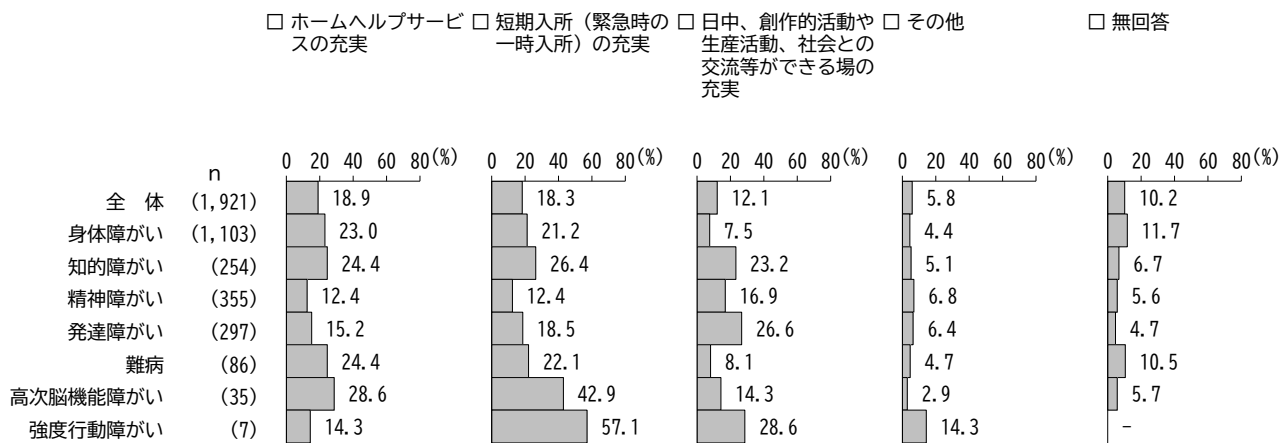
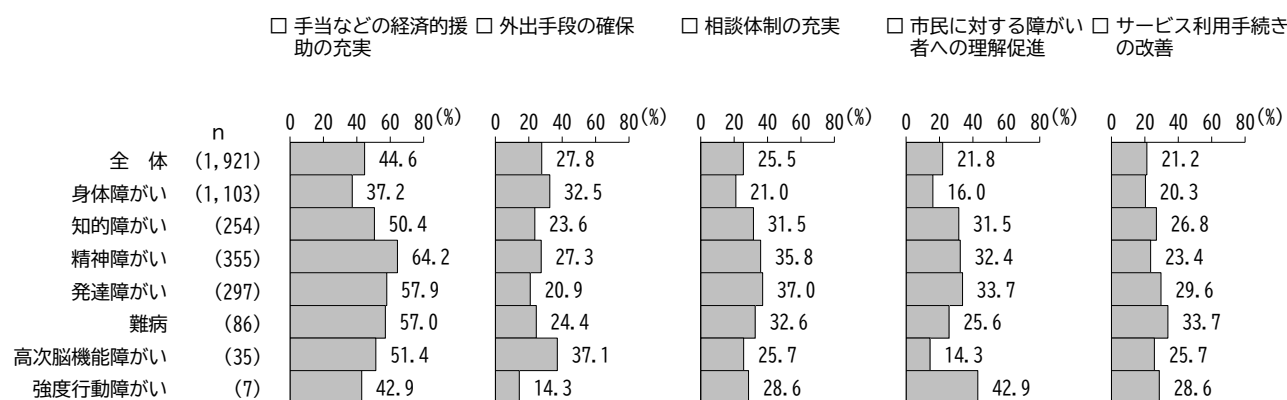


⑬自宅での生活を続けるために必要な条件

全体で「手当などの経済的援助の充実」が44.6%と最も高く、次いで「外出手段の確保」が27.8%、「相談体制の充実」が25.5%となっています。

項目別でみると、「手当などの経済的援助の充実」は精神障がい(64.2%)で高く、「外出手段の確保」は高次脳機能障がい(37.1%)で高くなっています。また、「相談体制の充実」及び「市民に対する障がい者への理解促進」は発達障がい(37.0%、33.7%)でほかの障がい種別より高くなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。

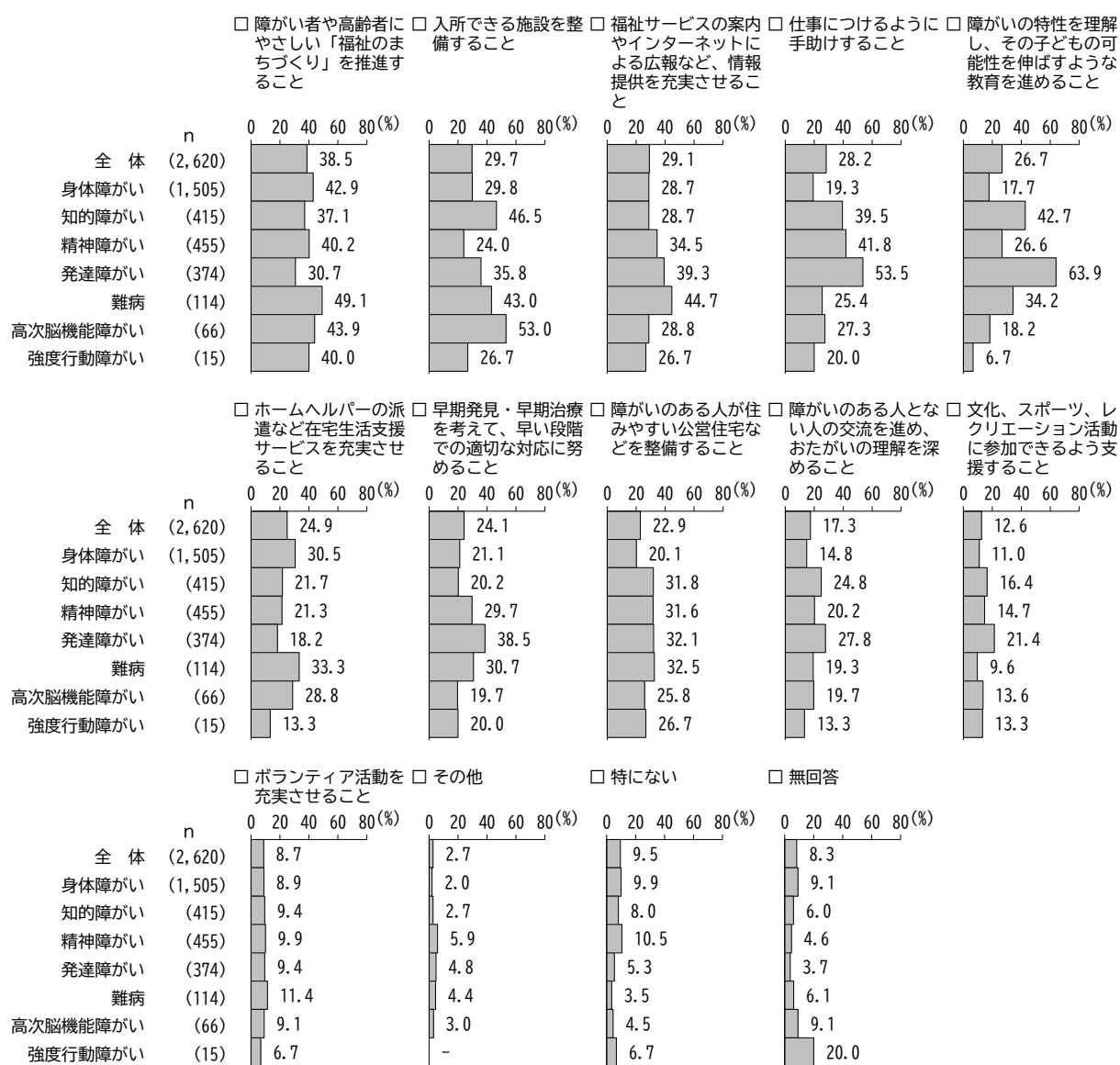


⑭今後、市が充実させていくべき障がい者施策

全体で「障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること」が38.5%と最も高く、次いで「入所できる施設を整備すること」が29.7%、「福祉サービスの案内やインターネットによる広報など、情報提供を充実させること」が29.1%となっています。一方、「特にない」は9.5%となっています。

項目別でみると、「障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること」、「福祉サービスの案内やインターネットによる広報など、情報提供を充実させること」は難病(49.1%、44.7%)で高く、「入所できる施設を整備すること」は高次脳機能障がい(53.0%)で高くなっています。また、「仕事につけるように手助けすること」は発達障がい(53.5%)でほかの障がい種別より高くなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。



3 障がいのある人を取り巻く現状と課題

近年の障がい福祉に関する制度動向や市が実施したアンケート調査の結果等をふまえ、四街道市の現状と課題を以下のとおり総括します。

▼高齢化の進行と支援ニーズの多様化

障がいのある人のうち 75 歳以上が最多であり、身体障がい者では 65 歳以上が 7 割を超えるなど、高齢化が顕著です。一方、知的・発達障がい者は若年層が中心であり、世代に応じた支援ニーズが分化しています。

▼家族依存の現状

同居者として「配偶者」「親」が多数を占めており、介助者が不在の場合の対応も「家族に頼みたい」が最多です。家族への依存からの脱却が課題であり、地域における生活支援体制の整備、相談支援の充実が求められます。また、親なき後を見据えた支援体制の構築が急務です。

▼日常生活における介助ニーズ

「金銭管理」「外出」「買い物」などにおいて、全体の約 3～4 割で介助が必要とされています。金銭管理支援等、日常生活を支える支援の確保、移動・買い物支援の強化などが必要です。

▼外出環境へのバリア

「歩道が狭く、道路に段差が多い」「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい」などの物理的・制度的バリアが外出時の主な困りごととされており、バリアフリー整備、福祉タクシーや移動支援制度の充実などが求められています。

▼生活の不安と経済的困難

現在の生活での困りごととしては、「親なき後のこと」、「収入の少なさ」といった不安が大きな課題として挙げられています。生活支援や雇用・就労といった、障がいのある人の自立した地域生活に直結する支援の充実が求められています。こうした課題に対応するためにも、継続的な相談支援や福祉的就労から一般就労への移行支援、経済的支援制度などのさらなる推進が重要です。

▼差別解消と人権啓発の必要性

約2割が差別や人権侵害、虐待を「感じる」と回答し、特に外側からは見えにくい障がいのある人で高くなっています。障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供、相談体制の整備、人権教育・啓発活動の充実が引き続き求められます。

▼災害時の避難支援体制整備

「一人で避難できない」との回答が4割超、近所に「助けてくれる人がいない」人も4割近くに上り、個別避難計画の作成率も依然として低い状況です。平時からの避難支援体制の構築、個別避難計画の普及、地域住民との顔の見える関係づくり、防災訓練の充実が必要です。

▼自宅生活の希望

約9割が現在自宅で生活し、7割以上が今後も自宅での生活を希望しています。必要な条件としては「手当などの経済的援助の充実」「外出手段の確保」「相談体制の充実」が上位です。住まいと生活を支える多様な選択肢の確保、福祉サービスの柔軟な提供体制、地域における見守りや顔の見える関係づくりが求められます。

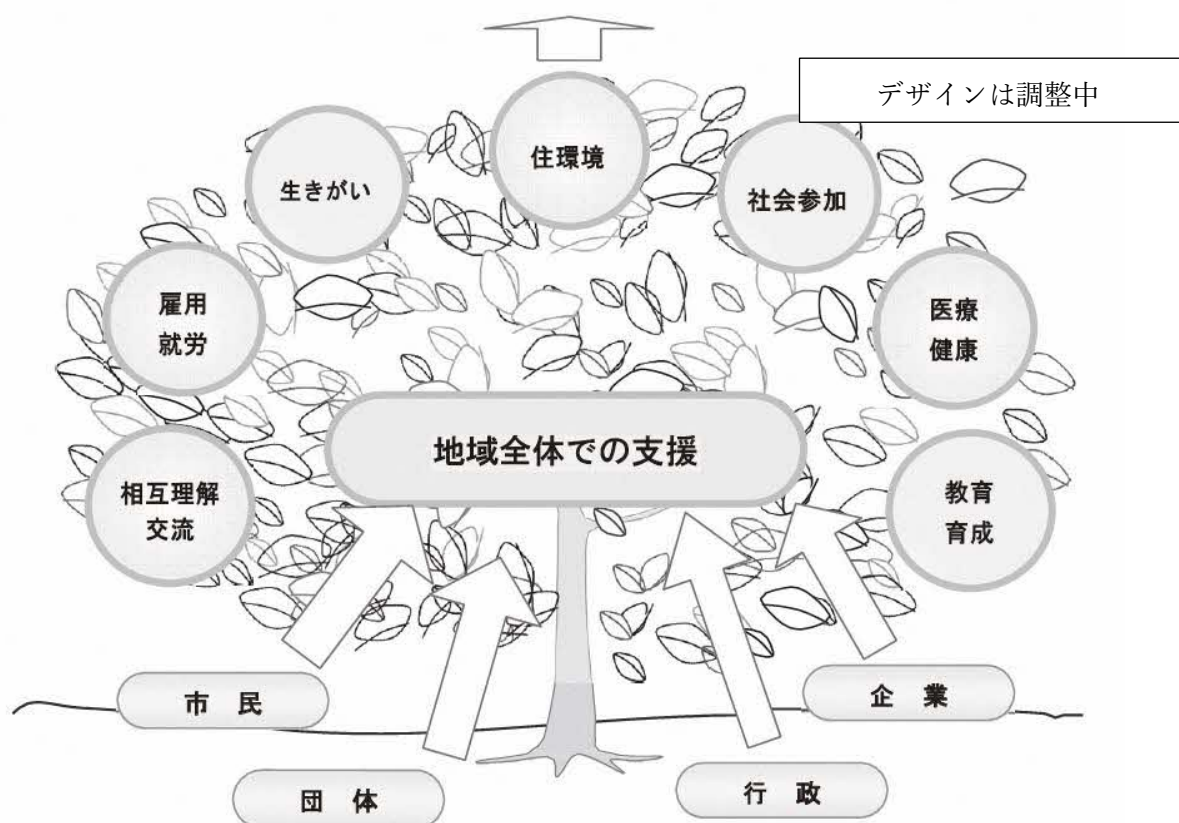
第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障がいの有無に関わらず、すべての人が等しくかけがえのない個人として尊重され、社会の構成員として包み、支え合うというインクルージョンの考え方が大切です。「四街道市地域福祉計画」の基本理念である「みんなが 笑顔でつながる やさしいまち 四街道」や国・県における障がい者施策の近年の動向を踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

障がいのある人もない人も、
思いやりと支え合いの中で
安心して自分らしく暮らせるまち 四街道



2 計画の重点目標

前計画では6つの重点目標を設定し、障がい者福祉の向上に向けた取組を推進してきました。本計画では、障がいのある人へのアンケート調査、国・県の方針や地域の実情をふまえ、現行計画の6つの重点目標を整理・拡充するとともに、新たに災害対策の視点を加え、決定しました。障がいのある人一人ひとりが、地域の中で安心して自分らしく暮らせるよう、当事者やその家族等の声を反映しながら取組を進めていきます。

重点目標1 共生社会の実現に向けた理解の促進

すべての人が尊重され、ともに暮らせる地域社会を実現するためには、市民一人ひとりの障がいや多様性に対する理解が不可欠です。今後は、障がいのある人とふれあう機会や、学校・地域における福祉教育・人権教育を充実させ、日常的な理解促進を図っていきます。

関連施策：施策2 障がいに関する市民の理解の促進

重点目標2 誰もが利用しやすい情報発信の充実

障がいのある人が必要な情報を的確に得られることは、社会とのつながりや自己決定を支える重要な要素です。誰にとっても使いやすい情報発信を目指し、やさしい日本語の活用やアクセシビリティの向上に努めます。

関連施策：施策17 わかりやすい情報発信の推進

重点目標3 障がいのある人の防災力向上

災害発生時に障がいのある人が自らの命と暮らしを守るためには、平時からの備えと、特性に応じた具体的な避難行動の確認が重要です。今後は、防災に関する正しい知識や情報をわかりやすく伝えるとともに、個別避難計画の作成支援や避難行動要支援者名簿の活用を通じて、障がいのある人一人ひとりに応じた対策の検討や訓練の充実を図ります。また、地域との連携体制を強化し、災害時にも適切な支援が行える避難体制づくりを推進していきます。

関連施策：施策20 避難行動要支援者対策の充実

施策21 災害に強いまちづくり

重点目標4 障がいのある子どもを支える切れ目のない支援体制

障がいのある子どもの育ちを支えるには、乳幼児期から学齢期、青年期までの一貫した支援が重要です。今後は、福祉・医療・教育が連携し、早期療育、就学支援、進路・就労への移行などライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築していきます。

関連施策：施策 23 障がいのある子どもへの切れ目のない支援

重点目標5 地域で安心して暮らすための支援基盤の整備

重度の障がいや医療的ケアを必要とする方を含め、誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点の整備を推進します。緊急時の受け入れ体制や相談支援、家族支援など、親なき後に備えた地域ネットワークづくりの中核となる機能を充実させていきます。

関連施策：施策 37 地域生活支援拠点等の整備

重点目標6 多様な働き方を支える就労支援の充実

働くことへの不安や課題を抱える障がいのある人に対し、本人の希望や特性に応じたきめ細やかな相談支援を強化します。就労移行・定着支援の充実や企業とのマッチング支援、社会的就労への理解促進など、多様な働き方を支える仕組みを広げます。

関連施策：施策 54 障がいのある人への自立・就労支援

3 計画の施策体系

重点目標の達成を目指すとともに、広い範囲にわたる障がい分野の施策について、四街道市の取組を7つの基本方針に体系化しました。

基本理念	基本方針	施策の方向性
障がいのある人もない人も、思いやりと支え合いの中で安心して自分らしく暮らせるまち 四街道	基本方針1 差別の解消及び権利擁護の推進	(1)差別の解消等に向けた取組 重点1
		(2)成年後見制度の利用促進
		(3)相互理解の促進
		(4)虐待防止の推進
	基本方針2 暮らしやすい生活環境の整備	(1)バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備
		(2)情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実 重点2
		(3)安全・安心なまちづくり 重点3
	基本方針3 療育・保育・教育の充実	(1)早期療育体制の充実 重点4
		(2)一人ひとりに応じた教育の推進
	基本方針4 保健・医療の推進	(1)保健・医療の充実
	基本方針5 自立した生活支援の充実	(1)地域生活への移行支援 重点5
		(2)相談支援体制の充実
		(3)自立生活支援の充実
		(4)サービスの質の向上、人材の確保・育成
	基本方針6 雇用・就労の促進	(1)雇用・就労機会の拡大
		(2)一般就労への移行と定着の支援 重点6
	基本方針7 社会参加の拡充	(1)文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実
		(2)社会参加活動の促進
		(3)地域福祉活動の促進

第4章

障がい者施策の総合的な展開

基本方針1 差別の解消及び権利擁護の推進



基本方針1の成果指標

指標項目	現状値 (令和7年度)	中間目標値 (令和12年度)	目標値 (令和17年度)
差別や人権侵害、虐待を「いつも感じる」「たまに感じる」と回答した人の割合	21.9%	<u>19%以下</u>	<u>15%以下</u>

※数値は、障がい者福祉に関するアンケート調査の値

施策の方向性（1）差別の解消等に向けた取組

▼基本的な考え方

障害者基本法第4条に定められた「差別の禁止」の原則に基づき、障がいを理由とする不当な差別の解消に向けた取組を推進していくことが重要です。市が実施したアンケート調査では、差別や人権侵害、虐待を「いつも感じる」「たまに感じる」と回答した割合は合計で2割を超えており、特に精神障がい、知的障がい、発達障がいのある人において高い傾向が見られました。

こうした実態を踏まえ、市では障害者差別解消法に基づき、合理的配慮の提供や差別の未然防止に向けた広報・啓発を積極的に行うとともに、障害者虐待防止法に基づいた相談支援体制の強化や関係機関との連携を通じて、障がいのある人の権利擁護と人権意識の醸成に取り組んでいきます。

▼推進のための施策

施策1

行政サービスにおける配慮

(担当課：全庁)

現状

- 障害者差別解消法では、地方公共団体は職員が適切に対応できるよう「職員対応要領」を定めるよう努めることとされており、社会的障壁の除去に向けた合理的配慮が求められます。
- 選挙の際、投票所においては、バリアフリーやコミュニケーションカードを使用するなど、投票しやすい環境整備に取り組んでいます。
- 聴覚障がいのある人などとの迅速で正確な情報共有を図るため、コミュニケーションカードを利用した救急対応を実施しています。

今後の方針

- 「職員対応要領」に基づき、障がいのある人への適切な対応について学ぶ「接遇研修」を実施し、職員の更なる意識改革を推進します。
- 障がいの有無に関わらず、投票しやすい環境整備を推進します。

施策2

障がいに関する市民及び地域の理解の促進 重点目標1

(担当課：全庁)

現状

- 障がいや障がいのある人への理解促進のため、障害者週間（12月3日～9日）に合わせ、共生社会をテーマに市政だより等で情報発信を行い、障がいへの理解及び障害福祉サービスの周知を図っています。

今後の方針

- 関係機関との連携のもと、心のバリアフリーを実現するための支援や啓発の機会のより一層の充実に努めます。
- 市政だよりや市ホームページにおいて、障がいのある人への合理的配慮の周知を行うとともに、関係機関と連携し取り組みます。
- 精神障がい、発達障がいなど「見えない障がい」や、無意識の差別があることについて、市民及び地域の理解が深まるよう周知・啓発に取り組みます。
- 障害者週間に加えて、自閉症、発達障がい、依存症等様々な啓発活動週間に合わせて、本庁舎正面玄関寄附銘板でのライトアップキャンペーンを行い各種活動週間の周知・啓発に取り組みます。

現状

- 千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、広域専門指導員や地域相談員が配置されています。
- 地域で身近に相談できる障害者相談員を配置し、障がいのある人や、その家族からの相談に応じ、必要な支援に取り組んでいます。
- 人権擁護委員による、差別・いじめ・嫌がらせなど人権に関する相談活動を実施しています。

今後の方針

- 広域専門指導員を始め、身体障害者相談員、知的障害者相談員、地域相談員が障がいのある人に十分に知られていないため、その周知に向けた取組を進めます。
- 国・県・近隣市町と協調のもと、人権に関する相談を身近な場所で相談できるよう取り組みます。

施策の方向性（２）成年後見制度の利用の促進

▼基本的な考え方

障がいのある人の中には、十分な自己決定や意思表示が難しい場合があります。そのことが人権や財産の侵害につながるおそれがあります。そのため、本人の権利を守る体制の整備・充実が求められています。

支援の仕組みのひとつとして成年後見制度がありますが、市のアンケート調査によると、「制度の名前も内容も知っている」と回答した人の割合は２割台半ばにとどまりました。一方で、「今は必要ないが、将来必要になったら利用したい」と答えた人は、知的障がいと発達障がいとともに４割台半ばと高く、潜在的なニーズが高いことがうかがえます。今後は制度の周知と、利用しやすい相談体制の整備が重要です。

▼推進のための施策

施策4

成年後見制度の利用促進

（担当課：障がい者支援課、高齢者支援課、社会福祉課）

現状

- 相談支援事業所等と連携し、成年後見制度の普及啓発に取り組んでいます。

今後の方針

- 障がいにより財産管理等が難しい場合に、成年後見制度の利用に結びつくよう制度の周知を図るとともに、成年後見人等の市長申し立てを行います。
- 基幹相談支援センター等と連携し、成年後見制度の普及啓発を推進し、利用促進に取り組みます。
- 市民後見人の活動支援や関係機関等との連携の中心となる中核機関の設置を検討します。

現状

- 社会福祉協議会では、在宅で日常生活を送る上で、十分な判断ができない人や、体の自由がきかない人を対象に、生活支援員などが福祉サービスの利用援助などを行っています。

今後の方針

- 広報などを活用した市民への周知・普及を進めます。

施策の方向性（３）相互理解の促進

▼基本的な考え方

障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らす「共生社会」の実現に向けて、インクルージョンの考え方が一層重要になっています。インクルージョンとは、障がいのある人を特別に扱うのではなく、社会のあらゆる場面において、分け隔てなく共に参加できる仕組みを整えることを意味します。こうした理念を実現するためには、ノーマライゼーションの考え方を引き継ぎ、社会全体の意識改革が不可欠です。

市のアンケート調査では、「障がいや障がいのある人に対する理解が進んでいると思う」と回答した割合は合計で２割台半ばにとどまり、十分に理解が広がっているとは言い難い現状があります。

ともに生きる社会を実現するためには、こどもの頃から福祉や人権に対する意識を育む教育の充実を図るとともに、障がいのある人と接する機会や地域での多様な交流の場を広げるなど、誰もが自然に受け入れ合い、支え合える社会の土壌を育てていくことが求められます。

▼推進のための施策

施策6

社会教育における福祉教育の推進

（担当課：社会教育課）

現状

- 身近な人権への理解を深めるため、講演会や家庭教育事業の中に、福祉教育（人権教育）を取り入れ実施しています。
- 人権への理解を深めるため、市の関連部署等と連携して事業を企画し、より多くの市民に学習の場を提供しています。

今後の方針

- 社会の変化に合わせた人権に関する問題を取り上げて関心を高め、参加者数の増加のための工夫を行います。
- 障がいのある人の講演や、人権啓発担当部署等と連携し、人権意識を高める機会を提供します。

施策7

地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業の充実

（担当課：保育課）

現状

- 地域における子育て全般に関する支援を行う拠点として、市内公立保育所や私立保育所等で地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業を運営しています。

今後の方針

- 身近な場所でこどもや保護者同士の交流や子育て等の悩みを気軽に相談できる場として事業の充実を図ります。
- 市立中央保育所で子育て支援センターを運営し、こどもや保護者同士の交流や子育て等の悩みを気軽に相談できる場を提供します。
- 私立の子育て支援センター数の維持・増加を図るべく、補助金等の交付による運営支援を行います。

施策8

交流及び共同学習の充実

（担当課：指導課）

現状

- 市内小中学校特別支援学級在籍児童については、一人ひとりのニーズに応じた個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成・活用して交流及び共同学習を実施しています。
- 校内交流のほか、特別支援学校と市内小中学校との居住地校交流も進めています。

今後の方針

- 児童生徒の実態に応じた効果的な交流及び共同学習が行われるよう、研修機会の充実を図ります。
- 居住地校交流の周知を進め、希望する児童生徒については、円滑に実施できるよう学校間の調整を行います。

現状

- 市内の各小中学校は社会福祉協議会等と連携し、総合的な学習や、社会科、道徳科を中心に福祉をテーマとした学習に取り組んでいます。
- 市内の小中学校3校において、人権擁護委員による人権教室を開催しています。

今後の方針

- 市内小中学校において、総合的な学習の時間や、社会科、道徳科を中心に、児童生徒や地域の実態に応じた福祉教育に取り組めます。
- 市内の小中学校において、人権教室を通じ、児童生徒が人権に関する理解を深め、自らその大切さを考えられるよう取り組めます。
- 関係機関と連携し、精神障がい、発達障がいなど「見えない障がい」や無意識の差別があることについての学びや交流の場が得られるよう、ピアサポーター等とのマッチングを支援します。

施策の方向性（４）虐待防止の推進

▼基本的な考え方

障がいのある人が尊厳を持って安心して暮らせる社会の実現には、虐待の未然の防止と早期対応が不可欠です。市では、障害者虐待防止法に基づき、相談・通報体制の整備、関係機関との連携、職員・支援者向けの研修などに取り組んでいます。また、障害者差別解消法の理念に則り、市民への啓発を進め、障がいのある人の権利擁護と人権意識の醸成を図ります。今後も、虐待の発見・対応の強化とともに、当事者の声に耳を傾けた支援体制づくりを推進していきます。

▼推進のための施策

施策10

虐待の防止及び早期発見の推進

（担当課：障がい者支援課、高齢者支援課、子育て支援課、保育課、健康増進課）

現状

- 市障がい者虐待防止センターにて、障がいのある人に対する虐待について、通報の受付、事実確認、支援方針の決定などを行っています。
- 障害福祉サービスのガイドブック「障がい福祉のしおり」や市ホームページを活用し、市民、障害福祉サービス従事者、民間事業者に対して障害者虐待防止法の周知・啓発を行っています。

今後の方針

- 国や県との協調のもと、四街道市障がい者自立支援協議会との連携を図りながら、障がいのある人の虐待防止に向けた体制の整備を進めます。
- 庁内の他の福祉部署や相談支援事業所等と連携し、早期発見・早期対応に取り組めます。
- 市民や障害福祉サービス事業所を対象に、虐待防止に向けた啓発講演会や研修に取り組めます。

基本方針2 暮らしやすい生活環境の整備



基本方針2の成果指標

指標項目	現状値 (令和7年度)	中間目標値 (令和12年度)	目標値 (令和17年度)
「大変暮らしやすい」「まあまあ暮らしやすい」と感じる人の割合	40.7%	<u>46%以上</u>	50%以上

※数値は、障がい者福祉に関するアンケート調査の値

施策の方向性（1）バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備

▼基本的な考え方

障がいのある人が自由に外出し、社会参加を広げていくためには、物理的・制度的・心理的なバリアを取り除き、移動や施設利用における利便性と安心を高めることが求められます。そのためには、ユニバーサルデザインの理念をまちづくりに確実に取り入れ、すべての人にとって使いやすく、分かりやすい公共空間の整備を進めることが重要です。

市のアンケート調査では、外出時の困りごととして、難病のある人では「歩道が狭く、道路に段差が多い」、高次脳機能障がいでは「気軽に利用できる移動手段が少ない」など、ハード面での課題が多く挙げられました。

こうした課題に対応するためには、施設や交通環境の整備に加えて、市民一人ひとりが障がいや多様な立場を理解し、思いやりを持って行動できるよう、意識啓発を継続的に行っていくことが大切です。

▼推進のための施策

施策11

道路環境の整備

(担当課：土木課、市街地整備課)

現状

- 道路のバリアフリー工事や点字ブロックの設置、歩道の新設・改良など、障がいのある人が気軽に安全な外出が可能となるよう、道路環境の整備を進めています。

今後の方針

- 事業者や交通管理者等と協議を進めながら、道路の整備や維持管理を計画的に推進します。
- 道路整備を進めていく際は、ユニバーサルデザインに配慮し、利用者の安全性と利便性の向上を目指し、事業を進めます。

施策12

路上障害物の除去

(担当課：クリーンセンター、土木課)

現状

- 放置自転車やごみ集積所におけるごみのはみ出しなど、路上の障害物を除去するため、広報などにより市民の理解とマナーの向上を図っています。
- 放置自転車については、駅前における指導及び移動作業を行っています。

今後の方針

- 市政だよりや市ホームページ等による広報、駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発活動や改善指導を行います。

施策13

公共施設のバリアフリー化の推進

(担当課：管財課、社会福祉課、障がい者支援課、健康増進課、教育総務課、社会教育課（図書館、公民館）、文化・スポーツ課）

現状

- 公共施設では、バリアフリースイレや受付のローカウンター化、手すり、段差解消、点字ブロック、車いす対応スロープなどを整備し、バリアフリー化を進めています。

今後の方針

- バリアフリースイレのオストメイト用設備の設置をはじめ、利用者の要望を踏まえ、計画的に一層の改善に努めます。
- 筆談ボードやリーディングルーペなどの備品を整備し、使いやすい図書館づくりを進めます。

施策14

住宅のバリアフリー化の推進

(担当課：障がい者支援課)

現状

- 障がいのある人の住宅改修に際し、パンフレット等で情報提供するとともに、バリアフリー住宅への改修助成を行っています。

今後の方針

- 住宅改修時の助成を行うなど、住宅のバリアフリー化の推進を図ります。

現状

- 公共施設では、庁舎内のわかりやすい看板設置など、ユニバーサルデザインの導入を進めています。
- ユニバーサル窓口では、聴覚障がいのある方等が安心して来庁できる環境整備として、音声またはキーボードの入力をリアルタイムで字幕化し、透明スクリーンに表示する字幕表示システムを導入しています。
- 市議会を傍聴される方のきこえを支援するため、議場の傍聴席エリアにヒアリンググループ装置を設置し、ヒアリンググループに対応する補聴器をお持ちでない方へ専用受信機の貸し出しを行っています。

今後の方針

- 障がいの有無、年齢・性別等にかかわらず、誰もが安全で快適に利用できる環境の整備を進めるとともに、その利活用を図ります。

施策の方向性（２）情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実

▼基本的な考え方

市のアンケート調査では、福祉に関する情報の入手先として「市のホームページ・広報紙やガイドブック」が、身体障がいや難病のある人にとって特に多く利用されており、広報紙などが情報伝達の重要な媒体となっていることが分かりました。また、「インターネット」を通じて情報を得ているという回答も多く、デジタル環境の整備と活用の重要性が高まっています。

障がい福祉に関する制度は頻繁に見直されており、障がいのある人やその家族に対して、最新の情報やサービス内容を確実かつ分かりやすく届けることが、今後ますます求められます。情報へのアクセスはすべての人に保障されるべき基本的な権利であり、障がいのある人の自立と社会参加を支えるうえで不可欠です。

そのため、市では、音声読み上げ対応や分かりやすい文字表現に加え、手話言語条例の趣旨を踏まえた情報発信の充実を図ります。あわせて、紙媒体・デジタル媒体を問わず、誰もが利用しやすい情報提供体制の整備と、インターネットを活用した迅速かつ多様な情報発信に努めていきます。

▼推進のための施策

施策16

情報提供の充実

（担当課：障がい者支援課）

現状

- サービスを必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、冊子や市ホームページで障害福祉サービスや各種福祉制度について、情報提供を行っています。

今後の方針

- 情報を必要とする人が必要な情報を確実に得ることができるよう、情報提供の充実に努めます。
- 障害福祉サービスや制度の総合的なガイドブックである「障がい福祉のしおり」については、担当課窓口での配布のほか、最新のものを市ホームページから入手できるよう取り組みます。
- 障がい福祉に関しては、制度改正が頻繁に行われているため、十分な周知と的確かつ迅速な情報提供に努めます。

施策17

わかりやすい情報発信の推進 重点目標2

(担当課：全庁)

現状

- 市民向けの多彩な情報は、市政だよりのほか、市ホームページ等でも情報発信を進めています。
- 希望者に対して市政だより及び議会だよりを音訳した声の広報を提供しています。

今後の方針

- 様々な市民向けの情報が、障がいのある人にとってもさらにわかりやすく提供できるよう、市ホームページ等における情報発信を充実させます。
- 市政情報などを障がいのある人にもわかりやすく提供できるよう、市政だよりでは文字の大きさに配慮し、誰でも見やすいレイアウトの紙面を目指します。
- 図書館独自で持っているホームページとSNSを活用し、障がいのある人に向けたサービスを含む各種の情報を発信します。

施策18

手話通訳者の派遣と配置

(担当課：全庁)

現状

- 意思疎通支援事業として、障がい者支援課窓口到手話通訳者を配置するとともに、通院時等に派遣を行っています。

今後の方針

- 市が主催するイベント、講演会等に手話通訳者を配置するよう努めます。

現状

- 障がいのある人にも利用しやすいウェブアクセシビリティに配慮した市ホームページを目指し、音声読み上げ、文字拡大や色変更などにも対応しています。
- 防災行政無線や「よめーる」によるメール配信サービス、SNSを活用した情報配信を実施しています。

今後の方針

- 誰もが利用しやすいウェブアクセシビリティに配慮した市ホームページの整備を進めるとともに、情報機器の活用が中心となることによる情報格差への配慮にも併せて取り組みます。

施策の方向性（３）安全・安心なまちづくり

▼基本的な考え方

災害時における障がいのある人への支援は、命と暮らしを守るうえで極めて重要です。市では、平時からの自宅でできる対策の周知や個別避難計画の作成に加え、避難所のバリアフリー化、福祉避難所の確保・訓練の実施など、実効性のある対策を進めています。また、災害時要支援者名簿の活用や地域との連携強化により、支援が必要な人に適切な避難支援や生活支援が提供できる体制づくりを推進します。

さらに、安全・安心な暮らしを守るため、障がいのある人が消費者被害や悪質商法などのトラブルに巻き込まれないよう、相談体制の整備や啓発活動を行い、予防と早期対応に努めています。

そして、障がいのある人が自立した生活を送るためには、安心して暮らせる環境を整備することが重要です。このため市では、グループホーム運営費補助を行うとともに、日常生活全般にわたるサポートの充実を進めています。今後も、本人の意向を尊重した多様な住まいの選択肢を確保できるよう取り組みます。

▼推進のための施策

施策20

避難行動要支援者対策の充実 重点目標3

（担当課：社会福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課）

現状

- 令和３年の災害対策基本法改正を踏まえ、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者の円滑な避難を確保するため、要支援者の同意を得て区・自治会や民生委員と連携し、個別避難計画の作成を進めています。

今後の方針

- 災害時の避難行動要支援者への適切な情報提供を多様な方法で行い、重度で支援の必要性が高い方には指定福祉避難所への直接避難を支援します。
- 「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、優先度が高い対象者から個別避難計画の作成を進めます。
- 指定避難所と指定福祉避難所の違いについて、わかりやすい周知に取り組みます。
- 各種取り組みについて、市ホームページや市政だよりへの掲載、新規対象者への周知を継続し、その他避難支援等関係者への周知に取り組みます。

施策21

災害に強いまちづくり 重点目標3

(担当課：危機管理室、社会福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課)

現状

- ハザードマップの作成、地域の自主防災組織の取組の支援などを行っています。

今後の方針

- 地域組織や住民に対して、要支援者への支援を呼びかけるとともに、福祉サービス事業者及び被災現場での活動経験のあるNPOやボランティアとの連携強化を図ります。
- ハザードマップの周知とともに、自主防災組織においてハザードマップを用いた防災訓練が実施されるよう必要な支援を行います。
- 自主防災組織が行う防災訓練の訓練補助及び補助金の交付のほか、出前講座等を通じ防災組織への啓発と意識の向上を図ります。
- 災害に備え、自宅で非常食等を備蓄している人の割合を向上させるために、具体的な備蓄品の周知に取り組みます。

施策22

消費者被害・トラブルの対応及び防止

(担当課：くらし安全交通課)

現状

- 詐欺や悪質商法の具体例などを紹介する講座の開催や自治会回覧を行い、被害やトラブルの未然防止を図っています。
- 消費者被害・トラブルに遭った人の相談や苦情受付を実施しています。
- 消費生活センターを「安全安心ステーション」に隣接させ、より安全で安心できる相談体制を構築しています。

今後の方針

- 消費者被害・トラブル対策の周知を進めるとともに、より安全で安心した相談体制の充実に努めます。

基本方針3 療育・保育・教育の充実



基本方針3の成果指標

指標項目	現状値 (令和7年度)	中間目標値 (令和12年度)	目標値 (令和17年度)
にじいろサポートの認知度 (「知っており、利用している (利用したことがある)」「知っ ているが、利用したことはな い」と回答した人の割合)	11.9%	<u>17%以上</u>	20%以上

※数値は、障がい者福祉に関するアンケート調査の値

施策の方向性（1）早期療育体制の充実

▼基本的な考え方

障がいのあるこどもがその個性を十分に発揮し、能力を最大限に伸ばすためには、妊娠期からの支援や障がいの早期発見・早期療育が欠かせません。市では、関係機関と連携し、一人ひとりの状況に応じた質の高い療育・保育体制の充実を図ることが求められています。

また、障がいのあるこどもへの切れ目のない支援の実施とともに、保護者への精神的なサポート体制も重要な課題です。さらに、障がいのあるこどもとないこどもが地域とともに育ち、学び合うインクルーシブな環境づくりを進めることで、多様性を尊重し支え合う社会の基盤を形成していきます。

加えて、医療的ケアや常時の見守りが必要な重症心身障がい児や医療的ケア児が、安心して生活し成長できる環境づくりも重要です。市では、保健・福祉・医療・教育の関係機関と連携しながら、通所・訪問支援、レスパイト支援、相談体制の充実に努めています。あわせて、「医療的ケア児支援法」に基づき、医療的ケア児支援センターとの連携や保育所・学校への支援体制の強化を進めています。

今後も、本人と家族の生活の質を高めるため、切れ目のない支援を継続していきます。

▼推進のための施策

施策23

障がいのあるこどもへの切れ目のない支援 重点目標4

(担当課：障がい者支援課、子育て支援課、保育課、健康増進課、指導課)

現状

- 児童デイサービスセンターくれよんを中心に、中核的な支援機能と同等の機能を有する身近な地域支援体制の整備に取り組んでいます。
- 障がいのあるこどもと保護者に対し、関係部署・関係機関が連携して支援を行っています。

今後の方針

- 関係部署・関係機関の連携を強化し、乳幼児期からこどもの発達段階に応じて適切な支援を行えるよう体制の充実を図ります。
- 相談支援従事者研修や医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講し、従事者の資質向上に努めます。
- 医療的ケア児等支援協議会を通じて、本人と家族が安心して暮らせる体制づくりに取り組みます。
- 私立保育所等による障がいのあるこどもの受入れを推進するため、保育士の加配に係る補助金等を交付します。
- 関係機関と連携しながら、地区活動、訪問、乳児相談・幼児健診等の母子保健事業を通じて、妊娠期から切れ目のない支援を実施します。
- 児童発達支援センターの開設にむけた検討に取り組めます。

現状

- 幼児健康診査などの事後フォローとして、健診未受診者に対しては、家庭訪問などによる把握に努め、心身の発達や育児環境を確認し、必要な支援を行っています。
- 障がい者自立支援協議会の「療育・教育部会」において、こどもの発達支援や家族等への支援体制の整備や推進について検討を進めています。
- 児童デイサービスセンターくれよんでは、心身の発達に心配のある就学前児童が保護者と一緒に通所し、いろいろな遊びや経験を重ねながら日常生活に必要な動作を身につけ、集団生活に適応することができるように支援しています。また、幅広い高度な専門性に基づく発達支援の提供を行っています。
- 市教育委員会では、特別支援連携協議会を設置し、発達障がいを含む障がいのある幼児・児童生徒の支援ネットワークづくりを進めています。

今後の方針

- 育ちに支援の必要なこどもの早期発見・療育を目指し、発達支援と保護者支援の体制を整備し、児童発達支援事業の内容と専門スタッフの充実に努めます。
- 健診未受診者に対しては、家庭訪問等の取組を引き続き実施し、関係機関と連携しながら適切な支援を行います。
- 保育所等の利用相談時においても状況をきめ細かく把握し、適切な支援を行えるよう関係部署等との連携を図ります。
- 新生児聴覚スクリーニング検査を実施し、聴覚障がいの早期発見・早期支援に努めます。
- 3歳6か月児健康診査において屈折検査を実施し、屈折異常の早期発見・早期支援に努めます。
- 児童デイサービスセンターくれよんにおいては、安心・安全な環境での療育活動の継続と、利用者のニーズを把握し、既存のプログラムと並行して行えるプログラム等を引き続き検討し、実施します。
- 幼児健康診査や事後フォロー事業をとおして、幼児が適切な時期に療育機関の利用につながるように支援を行います。
- 乳幼児期からの支援が就学以降にも継続して引き継がれるよう取り組みます。

施策25

保育所等における受け入れの拡充

(担当課：保育課、障がい者支援課)

現状

- 県研修会や市内特別支援教育関連連絡会に参加し、市内保育所へ研修案内を提供するなど、職員の資質向上と受け入れ拡充に努めています。

今後の方針

- 研修などを通じ、市内全園における障がいのあるこどもに対する保育内容の充実と受け入れの拡充を図ります。

施策26

こどもルームにおける受け入れの拡充

(担当課：保育課)

現状

- こどもルームにおいて保護者の意向やこどもの特性、他の支援機関のサービス利用状況などを把握し、一人ひとりに寄り添った支援を実施しています。

今後の方針

- 研修等への参加を推進することで、支援員等の資質向上に取り組み、障がいのあるこどもの受け入れの拡充を図ります。
- 支援員等の加配その他の方法により、障がいのあるこどもを受け入れるための体制整備を推進します。

施策27

ことばの相談事業の充実

(担当課：健康増進課)

現状

- ことばの遅れやコミュニケーション・行動に心配のある幼児並びにその養育者に、個別相談を実施しています。
- 継続的な支援が受けられるよう各関連機関と連携しています。
- 個別面談では、初回相談の低年齢化や新規相談の増加に加え、ことばの発達以外の複雑なニーズが増えています。

今後の方針

- 関連機関とのさらなる連携を図り、適切な支援に努めます。

現状

- 障がいのあるこどもを受け入れている市内幼稚園等に対し、特別支援教育に係る補助金を交付しています。

今後の方針

- 私立幼稚園等における障がいのあるこどもの受け入れを継続的に支援するため、私立幼稚園等特別支援教育運営費補助金については、引き続き安定的かつ継続的に交付を行います。

施策の方向性（２）一人ひとりに応じた教育の推進

▼基本的な考え方

市のアンケート調査によると、通園・通学において「通うのがたいへん」と感じる声が多く聞かれ、加えて「先生の理解や配慮が足りない」「障がいの特性に応じた支援が受けられない」といった課題も指摘されています。

障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや発達段階に応じた適切な指導・支援が行われるよう、学校現場の環境整備が不可欠です。また、保健・医療・福祉・就労など関連機関との連携を強化し、就学期から卒業後まで一貫した支援体制の構築が求められています。

▼推進のための施策

施策29

特別支援学級の設置

（担当課：学務課）

現状

- 児童生徒が身近な地域内で就学できる環境づくりを図るため、特別支援学級を設置しています。

今後の方針

- 一人ひとりに合わせたきめ細かな指導・支援を行っていけるよう、特別支援教育に関する専門知識を有する教員の配置に努めます。

施策30

特別支援教育就学奨励費の支給

（担当課：学務課）

現状

- 特別支援学級在籍児童生徒や学校教育法施行令第22条の3に規定する障がい程度に該当する児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費の一部を収入に応じて援助しています。

今後の方針

- 対象者の的確な把握や奨励費の適正な決定に努め、事業を実施します。

施策31

特別支援教育研修の推進

(担当課：指導課)

現状

- 市内小中学校における特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援が充実するよう、一般教員に対する研修を行っています。
- 市内小中学校や近隣の特別支援学校などの特別支援教育担当者が集まる特別支援教育連絡会議を開催し、市内の連携体制の強化を進めています。

今後の方針

- インクルーシブ教育システムを構築に向け、一般教員向けの研修会を継続して実施します。
- 市内の連携体制強化のため、特別支援教育連絡会議を継続して開催し、特別支援教育の推進に努めます。

施策32

特別支援教育の充実

(担当課：指導課)

現状

- 市内小中学校の特別支援学級において、児童生徒の実態に応じた効果的な指導や支援の充実を図っています。
- 特別支援教育支援員や看護師をニーズのある学校に配置するとともに、市巡回相談員や専門家チームを派遣するなど、支援体制の整備に努めています。

今後の方針

- 特別支援教育支援員や看護師を市内小中学校のニーズに応じて配置します。
- 各学校からの要請に応じて、市巡回相談員や専門家チームを派遣します。
- 保護者への特別支援教育に対するより一層の理解・啓発を進めるとともに、早期からの教育相談・支援の充実と周知に努めます。

基本方針4 保健・医療の推進



基本方針4の成果指標

指標項目	現状値 (令和7年度)	中間目標値 (令和12年度)	目標値 (令和17年度)
悩みや困ったことを「相談する人はいない」、「無回答」と回答した人の割合	11.8%	<u>10.8%</u>	10%

※数値は、障がい者福祉に関するアンケート調査の値

施策の方向性（1）保健・医療の充実

▼基本的な考え方

市民の健康づくりを支援するとともに、疾病や障がいの早期発見・早期対応を進めることは、障がいの予防・軽減において重要な課題です。障がいの発生時期や原因は多様であり、乳幼児期から青年期、壮年期、高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた予防と支援策が必要です。

障がいのある人が適切な医療を受けられるよう、保健・医療機関と地域の連携を強化し、二次障がいの予防や社会復帰支援にも取り組みます。

また、現代社会におけるストレス増加により、こころの健康問題が深刻化しているため、市民全体へのこころの健康づくりを充実させていきます。

▼推進のための施策

施策33

健診・検診※の受診しやすい環境づくり

(担当課：健康増進課)

現状

- 障がいのある人が安心して健診・検診などを受けられるように、集団検診会場においては必要な介助を行っています。
- 個別健診・検診を実施し、障がいのある人が身近な医療機関で健診・検診が受けられる体制となっています。

今後の方針

- 集団検診会場においては受診者がスムーズに受けられるよう、各個人の状況に応じて声かけや身体介助を実施します。
- 個別健診・検診についても、受診者の利便性に配慮した体制の確保を図ります。

※「けんしん」には意味の異なる言葉が2つあります。

「健診」は健康診断のことを指し、健康かどうか・病気の危険因子があるか否かを確認するためのものです。一方で、ある特定の病気にかかっているかどうかを調べるために診察・検査を行うものは、「検査の検」と書く「検診」となります。

施策34

医療に関する情報提供の充実

(担当課：健康増進課)

現状

- 医師会や歯科医師会など、関係団体の協力を得ながら医療機関の情報を市窓口や市ホームページで提供しています。
- 急病時の受診や医療機関の適正な受診方法についても、市政だよりや市ホームページで情報提供しています。

今後の方針

- 情報提供に有効な媒体などについて検討し、随時、医療機関の情報を更新しながら、的確な情報提供に努めます。

施策35

精神保健対策の充実

(担当課：障がい者支援課、健康増進課、青少年育成センター)

現状

- 関係機関との連携のもと、健康相談、おやこカウンセリングなどを通じて、こころのケアを行っています。
- 児童生徒の心の健康対策の充実のため、養護教諭向けの県・市の研修会への参加促進や、スクールカウンセラーなどによる相談を行っています。
- 市民向けの講演会やリーフレットの配布、市ホームページなどを活用した心の健康についての啓発活動も進めています。
- 精神保健の専門家に相談できる「街かど心の相談」を実施しています。

今後の方針

- 講演会等を通じ市民に対してこころの健康に対する正しい知識を伝えるとともに、関係課や関係機関が連携し、こころの健康と自殺予防対策を推進します。
- 児童生徒の心の健康対策として、スクールカウンセラーなどによる相談対応の充実や養護教諭の資質向上を図ります。
- おやこカウンセリングについても市民への周知を図り、必要な支援につなげる端緒とします。

施策36

障がいの原因となる疾病の予防

(担当課：健康増進課)

現状

- 市民の健康づくり指針である「健康よつかいどう 21 プラン」に基づき、市民全体の健康づくりを推進しています。
- 障がいの原因となる疾病予防のための講演会や健康診査、がん検診を実施し、市政だよりや保健推進員を通じて健康づくりを啓発しています。

今後の方針

- 事業の実施方法の改善を図りながら、市民の健康増進及び障がいの原因となる疾病の予防を推進します。

基本方針5 自立した生活支援の充実



基本方針5の成果指標

指標項目	現状値 (令和7年度)	中間目標値 (令和12年度)	目標値 (令和17年度)
地域生活支援拠点等を「知っている」と回答した人の割合	6.5%	21.5%	30%

※数値は、障がい者福祉に関するアンケート調査の値

施策の方向性（1）地域生活への移行支援

▼基本的な考え方

障がいのある人が施設から地域へと生活の場を移し、自分らしく暮らすためには、継続的で多様な支援が求められます。市では、地域生活支援拠点等の活用や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、自立生活援助、相談支援体制の充実を通じて、地域移行を支える取組を進めています。また、家族や支援者へのサポートとともに、住まい・就労・医療・福祉の分野を横断した重層的支援体制の強化に取り組んでいます。今後も、本人の希望を尊重し、安心して地域で暮らし続けられる社会の実現を目指します。

▼推進のための施策

施策37

地域生活支援拠点等の整備 重点目標 5

(担当課：障がい者支援課)

現状

- 障がいのある人やこどもの重症化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、地域移行を進めるための地域の体制づくりが必要になっています。

今後の方針

- 基幹相談支援センターを中心に、地域資源のネットワークを強化し、面的整備を推進します。
- 緊急時の受入れ体制について、ニーズに即した対応への取組に努めます。

施策38

グループホーム等の入居者への家賃補助

(担当課：障がい者支援課)

現状

- グループホーム入居者の経済負担軽減と自立支援のため家賃補助を実施し、利用者は年々増加傾向にあります。

今後の方針

- 障がいのある人が安心して暮らせるよう、国や県の動向を踏まえ、補助額や補助要件の適正化を図ります。

施策の方向性（２）相談支援体制の充実

▼基本的な考え方

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らし、自立と社会参加を実現するためには、身近な地域で相談できる体制の充実が不可欠です。市のアンケート調査によると、悩みや困りごとの相談相手として「家族・親戚」が最も多く、知的障がいでは「福祉施設や作業所の職員」、精神障がい、難病、高次脳機能障がいでは「医師」も多く挙げられています。

本市では、障がいのある人や家族の相談に総合的に対応する相談支援事業所を市内２か所に設置し、相談支援事業所と市の相談窓口、障がい者自立支援協議会との連携を強化しています。今後も家族や介助者への支援、障がい者団体との連携を深め、包括的な支援体制の充実を図っていきます。

▼推進のための施策

施策39

基幹相談支援センターの運営

（担当課：障がい者支援課）

現状

- 障がい者支援課内に基幹相談支援センターを設置し、主に権利擁護や差別、虐待に関する相談を受け付けています。

今後の方針

- 障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの運営を強化します。

施策40

介助者への支援

(担当課：障がい者支援課)

現状

- 障がい者自立支援協議会において、障がいのある人とその家族のネットワークづくりや、当事者団体同士の繋がりを支援しています。

今後の方針

- 地域生活支援拠点等の面的整備を拡充し、介助者のレスパイトや緊急的な場面に対応できるように取り組みます。
- 障がいのある人のみならず、家族、介助者への支援も取り組みます。

施策41

重層的支援体制の整備

(担当課：全庁)

現状

- ふくしの総合相談窓口を設置し、高齢、障がい、健康、子育て、生活等複数の困りごとを抱えている人や、相談先に困っている人が適切な支援に繋がるよう、包括的な支援体制を整備しています。

今後の方針

- 障がいのある人が孤立することなく、地域の中で必要な支援に確実に繋がるよう、包括的な支援体制を推進します。

施策の方向性（３）自立生活支援の充実

▼基本的な考え方

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、障がい福祉計画に基づき、サービス事業者との連携を強化し、障害福祉サービスおよび地域生活支援事業の提供量を確実に確保することが重要です。あわせて、家族や介助者の負担軽減を含む多様な支援を提供し、日常生活を支える体制の充実に図ります。

また、障がいのある人の積極的な社会参加を促進するためには、安全で自由な移動環境の整備が欠かせません。関係機関と連携しながら、外出や移動を支援するサービスを充実させ、多様な交流や社会参加の機会を広げていくことが求められています。

▼推進のための施策

施策42

障害福祉サービスの実施

（担当課：障がい者支援課）

現状

- サービスの見込量及びその確保のための方策を定めた「障がい福祉計画」に基づき、着実なサービス提供を行っています。

今後の方針

- サービスが必要な時に適切に利用できる体制を維持し、継続できるよう取り組みます。

施策43

地域生活支援事業の実施

（担当課：障がい者支援課）

現状

- 地域生活支援事業として、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などを実施しています。

今後の方針

- 対象者の地域生活支援を継続するため、着実なサービス提供を行います。

施策44

統合負担上限額の管理

(担当課：障がい者支援課)

現状

- 障害者総合支援法による障害者福祉サービス・補装具・地域生活支援事業・障害児通所の利用に係る利用者負担は、負担上限額の統合により軽減されています。

今後の方針

- 国や県の制度改正や動向を注視しつつ、引き続き適正な運用に努めるとともに、利用者の負担軽減が確実に反映されるよう取り組みます。

施策45

家庭ごみの戸別収集

(担当課：廃棄物対策課、障がい者支援課、高齢者支援課、クリーンセンター)

現状

- 高齢者や障がいのある人のみの世帯のうち、集積所へのごみ出しが困難で、他の協力が得られない人を対象に、家庭ごみの戸別収集を実施しています。

今後の方針

- 対象者への周知を進め、継続した事業の実施を図ります。

施策46

福祉タクシー制度の実施

(担当課：障がい者支援課、高齢者支援課)

現状

- 重度心身障がいのある人等が市と契約したタクシーを利用した場合に、乗車料金の一部を助成します。

今後の方針

- 障がいのある人等の外出を支援するため、タクシー事業者との契約を随時増やし、対象者への情報提供を行いながら、継続して実施します。

施策47

福祉有償運送の利用促進

(担当課：社会福祉課)

現状

- 福祉有償運送運営協議会を開催し、バス、タクシー、事業者等関係者と、新規登録事業者の登録や料金変更について、合意の形成を図りながら取り組んでいます。

今後の方針

- NPO法人等が有償で輸送サービスを提供する「福祉有償運送制度」の周知を進め、バス、タクシー等の利用が困難な要介護者や障がいのある人等（移動制約者）の利用促進を図ります。

施策48

公共交通機関の利用料の減免

(担当課：障がい者支援課)

現状

- 鉄道やバス、タクシーなどの利用については、障害者手帳の種類や程度によって、その料金の一部助成の制度があります。

今後の方針

- 障がいのある人の外出支援、社会参加の促進につながるよう、制度内容の周知と国・県等の減免制度の状況把握に努めます。

施策49

通所施設交通費の助成

(担当課：障がい者支援課)

現状

- 障害者通所施設に通う、障がいのある人及びその介助者などに対し、一定の要件を満たした場合、その交通費の一部を助成しています。

今後の方針

- 障がいのある人の通所支援を継続するため、近隣市町の制度状況も参考にしながら、交通費助成を継続して実施します。

施策の方向性（４）サービスの質の向上、人材の確保・育成

▼基本的な考え方

障がいのある人を支援する制度やサービスは、近年大きく変化しています。障害福祉サービスや地域生活支援事業においては、個々の障がいの特性やニーズに応じて、多様な地域資源を効果的に組み合わせた適切なサービス提供が求められています。

また、今後も多様化するニーズに的確に対応できるよう、支援現場を担う職員の努力と専門性が尊重され、働きがいをもって活躍できるような地域づくりに県と連携し取り組みます。

そのうえで、専門的な知識と地域の実情を深く理解した人材の育成とサービスの質の向上に努め、質の高い支援体制の構築を目指していきます。

▼推進のための施策

施策50

相談支援の効果的な実施

（担当課：障がい者支援課）

現状

- 障がいのある人の一般的な生活相談業務を市内２ヶ所の相談支援事業所に委託し、様々な相談支援に取り組んでいますが、周知が十分ではありません。

今後の方針

- 相談支援従事者研修や医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講し、障がいのある人に寄り添った相談支援と支援計画の調整に努めます。
- 基幹相談支援センターを中心に市内相談支援事業所と連携を図り、相談支援事業所の周知に取り組むとともに、障がいのある人の支援体制の強化を図ります。

施策51

手話通訳者養成研修の実施

（担当課：障がい者支援課）

現状

- 聴覚に障がいのある人が周囲の人と円滑に意思疎通できるよう、仲介となる手話通訳者の養成研修を実施しています。

今後の方針

- 聴覚に障がいのある人の円滑なコミュニケーション支援を推進するため、引き続き手話通訳者数の充実に向けた研修を実施します。

基本方針6 雇用・就労の促進



基本方針6の成果指標

指標項目	現状値 (令和7年度)	中間目標値 (令和12年度)	目標値 (令和17年度)
収入を伴う仕事をしている人の割合	22.5%	<u>24%</u>	25%以上

※数値は、障がい者福祉に関するアンケート調査の値

施策の方向性（1）雇用・就労機会の拡大

▼基本的な考え方

就労は、自立生活の基盤であると同時に、社会参加や社会貢献、そして本人の生きがいつくりにもつながる重要な要素です。そのため、障がいのある人が地域で自立して生活するためには、多様な就労の場を確保することが不可欠です。

市のアンケート調査によると、収入を伴う仕事をしている割合は、精神障がい者が3割台半ばで最も高く、知的障がいと発達障がい者が2割以上となっています。就労形態は身体障がいの約4割が正規雇用である一方、知的障がい及び精神障がいは臨時・パート・嘱託等の非正規雇用が3割を超えて高くなっています。

障がいの種類や程度により一般企業での就労が困難な人もいるため、所得を得る就労支援に加え、日中活動として働く場の確保も含め、多様なニーズに応じた支援が求められています。

▼推進のための施策

施策52

関係機関との連携による就労の支援

(担当課：障がい者支援課、産業振興課、管財課)

現状

- 障がいのある人の就労支援にはさまざまな支援機関との連携が不可欠であり、障がい者自立支援協議会（就労部会）を中心に、企業への働きかけと理解促進に努めています。
- 障がい者就労支援施設等による庁舎内販売を通して、市民と障がいのある人の交流を支え、障がいのある人への理解促進と就労支援に取り組めます。

今後の方針

- 就労に関する支援ネットワークづくりを進め、障がいのある人の受け入れ先事業所の確保に努めます。
- 障がいのある人の就労支援として、千葉労働局・ハローワークで実施している雇用促進面接会などの情報を、市ホームページ等に掲載し、周知を図ります。
- 障がい者自立支援協議会（就労部会）において、障がいのある人と雇用先を繋ぐ取組について協議します。
- 障がいのある人への理解と就労支援を促進するため、庁舎内等販売の充実を図ります。

施策53

作業工賃増加への支援

(担当課：全庁)

現状

- 障害者優先調達推進法に基づき、本市では「障がい者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針」を策定し、全庁で積極的な発注を進めており、発注額は年々増加傾向にあります。

今後の方針

- サービス事業所と協議しながら発注の増加を図ります。
- 障がいのある人の作業意欲を高めるとともに工賃増加に努めます。
- 障がいのある人の実施可能な作業をリストアップし、庁内に周知することで、新たな発注作業の掘り起こしに取り組めます。

施策の方向性（２）一般就労への移行と定着の支援

▼基本的な考え方

障がいのある人を支える就労支援では、就労への不安に寄り添いながら、一般就労への移行とその定着支援が重要です。市では、ハローワークや就労支援機関と連携し、就労移行支援事業所や県の障害者就業・生活支援センターを活用したきめ細かな支援を行っています。就労前の準備から、職場定着後のフォローアップまで、切れ目のない支援体制の構築を図っています。今後も、企業や地域との協働を通じて、障がいのある人が働きやすい環境づくりを進めていきます。

▼推進のための施策

施策54

障がいのある人への自立・就労支援 **重点目標6**

（担当課：障がい者支援課、産業振興課）

現状

- 障がい者自立支援協議会（就労部会）において、企業向けに雇用助成金の活用勉強会や、障がいのある人の受け入れに向けた見学会を行っています。
- 庁内において障がい者就労支援施設等からの優先調達に取り組んでいます。
- 障がいのある人やその家族が、市民向けイベントの開催時に気軽に利用できる相談ブースを設けて取り組んでいます。

今後の方針

- 企業と障がいのある人をつなぐ支援を地域全体で取り組みます。
- 障がいのある人の就労時の不安や困りごとに個別相談で対応し、雇用促進と自立支援、一般就労への移行支援、孤立防止に取り組みます。

基本方針7 社会参加の拡充



基本方針7の成果指標

指標項目	現状値 (令和7年度)	中間目標値 (令和12年度)	目標値 (令和17年度)
地域活動をしている人の割合	41.0%	<u>46%</u>	50%以上

※数値は、障がい者福祉に関するアンケート調査の値

施策の方向性（1）文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

▼基本的な考え方

障がいのある人が自身の関心に基づく活動に積極的に参加し、多様な人々との交流を通じて自己実現を図れるよう、生涯学習(スポーツや文化活動など)の参加機会を充実させることが重要です。市のアンケート調査では、「友人や仲間との交流」「趣味・教養などの文化・芸術活動」「スポーツ・レクリエーション活動」が、今後充実させたい生活の要素として高く挙げられています。

これらの活動は、障がいのある人の健康維持や生きがいづくりに大きく寄与します。そのため、情報発信の強化など、障がいのある人が安心して参加できる環境整備を一層推進していく必要があります。

▼推進のための施策

施策55

スポーツ活動の促進

(担当課：文化・スポーツ課、障がい者支援課)

現状

- 障がいのある人もない人もともに参加し楽しめるスポーツイベント「四街道 WALLABY RUN」を毎年開催しています。
- 総合型スポーツクラブ四街道SSCにおいては、誰もが参加できるように多種目のプログラムが提供されています。

今後の方針

- 誰もがスポーツ・レクリエーション活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、情報提供の充実を図ります。
- スポーツやレクリエーション、イベントを企画する所管課を通じて、インクルーシブな場の設定を推進し、参加者同士が理解しあい、障がいの有無を問わずに楽しく身体を動かし、様々な人々が参加できるよう推進します。
- 総合型スポーツクラブ四街道SSCにおいては、障がいの有無にかかわらず、誰でも参加できるプログラムの開催及び指導ができるよう運営団体と協力します。

施策56

生涯学習事業の利用促進

(担当課：社会教育課)

現状

- 市民の学習活動支援と市政への理解促進に向け、「生涯学習まちづくり出前講座」を実施しています。
- 市民が講師となって、学びたい市民の生涯学習をアシストする「生涯学習生きがいきづくりアシスト事業」を実施しています。
- 市の各種事業を掲載した「まなびいガイドブック」を発行し、市民の生涯学習に関する情報を広く提供しています。

今後の方針

- 生涯学習の情報提供・啓発を充実させ、障がいのある人の参加を促進し、生きがいや充実した生活を支援します。

施策の方向性（２）社会参加活動の促進

▼基本的な考え方

障がいのある人の活発な社会参加を促進するためには、関係機関との連携を強化し、多様な面で参加しやすい環境を整備することが重要です。

さらに、障がいの有無にとらわれない市民の交流の促進は、市民の障がいに対する理解と共感を深める貴重な機会となるだけでなく、障がいのある人の心豊かな生活の実現にもつながります。

こうした交流の場や取組を支援し、誰もが共に支え合い、学び合う共生社会の実現を目指していきます。

▼推進のための施策

施策57

障害者手帳によるサービスの拡充

（担当課：障がい者支援課）

現状

- 障害者手帳の種類・程度に応じ、タクシー割引や有料道路割引、市内循環バス「ヨッピー」の運賃免除、自転車駐輪場の優先登録・登録料減免などのサービスを受けられます。

今後の方針

- 市内の公的機関との連携を強化し、利用料の減免対象となる施設の拡充に努めます。

現状

- 福祉ショップ運営団体に活動場所の提供や運営支援を行い、南部総合福祉センターわろうべの里での市民交流と社会参加を支援しています。

今後の方針

- 地域で生活する障がいのある人、家族、ボランティアによる協働運営のモデルケースとして重要な役割を果たしていることから、ピアサポートやインクルーシブ推進の場として継続支援します。

施策の方向性（３）地域福祉活動の促進

▼基本的な考え方

障がいのある人が心豊かで自立した地域生活を送るためには、公的サービスの充実はもちろん、多様なニーズに応えるきめ細かな支援体制が欠かせません。地域住民によるインフォーマルな支援の拡充も重要です。

令和７年度の地域福祉計画策定に伴うアンケート調査では、「現在地域活動に参加している」人が１割台半ばにとどまる一方、「積極的に」「できるだけ」参加したいと答えた人が合計で４割を超え、地域活動への参加促進が課題であることが示されました。

多様な福祉・ボランティア活動は障がい福祉のみならず市全体の福祉向上に寄与するため、ＮＰＯやボランティア団体の情報提供や育成・支援、市民が参加しやすい環境づくりを一層進めていきます。

▼推進のための施策

施策59

ボランティア活動の充実

（担当課：社会福祉課）

現状

- 市社会福祉協議会がボランティアセンターの運営を行っており、行政はその活動を支援しています。

今後の方針

- 新規ボランティアの発掘や育成により、ボランティア活動のさらなる充実を図ります。
- 活動情報を発信するボランティアセンターの更なる周知に取り組むことで、ボランティア活動に意欲や関心のある人と様々なボランティア団体との繋がりを支援し、ボランティア活動への参加を促進します。

施策60

NPOに対する支援の充実

(担当課：みんなで課、みんなで地域づくりセンター)

現状

- NPOなどの活動を支援するため、市民活動情報の充実や市民活動の相談対応を行い、地域課題解決に取り組んでいます。

今後の方針

- 地域活動を担う主体の育成や、市民活動情報の収集・提供の充実に取り組みます。
- 「みんなで地域づくりセンター事業」を通じて、行政関係各課との連携・協力体制のさらなる充実を図ります。

施策61

民生委員活動への支援

(担当課：社会福祉課)

現状

- 民生委員は地域で相談・助言や関係機関との連携を行い、障がいのある人や高齢者の平常時や緊急時の安否確認など、地域の見守り活動を行っています。

今後の方針

- 誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、継続して民生委員活動を支援します。
- 担い手不足解消のために、行政からの働きかけを工夫するとともに、各種媒体を活用して広報活動を強化し、欠員地区を減らすことに努めます。

施策62

地域づくりへの参加促進

(担当課：みんなで課、みんなで地域づくりセンター、総務課)

現状

- 市民が行政活動に参加するための基本的な事項を定める市民参加条例により、障がいのある人を含めた市民が参加しやすい環境を整えています。
- 「みんなで地域づくりセンター」における地域課題の解決を図る取組を通して、市民の地域づくりへの参画を促進しています。

今後の方針

- 市民・職員に対して、市民参加手続制度のさらなる周知・普及に努めるとともに、市民が主体的に地域づくりに参画する取組を支援します。
- 「みんなで地域づくりセンター事業」を通じて関係機関との連携を強化し、市民の主体的な地域参画を支援します。

施策63

地域福祉施設の整備

(担当課：社会福祉課)

現状

- 地域福祉活動の拠点として、小中学校の余裕教室などを活用した地域福祉施設の整備を進めています。
- 千代田中学校地区地域福祉館は、多くの市民団体に利用され、地域の活性化及び交流の場として有効活用されています。

今後の方針

- 関係機関などと協議を進め、地域資源としての地域福祉施設の活用方策に関し、引き続き検討します。

1 進捗状況の管理と評価

計画策定後は、各年度において、計画に掲げたそれぞれの施策について点検・評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施していく必要があります。

本市では、計画の進行を管理するため、計画の策定・改定を行う際に各施策の進捗状況を調査するとともに、保健福祉審議会において評価を行い、結果を市ホームページで公表します。

2 関係機関との連携

障がいのある人が、地域の中で安心して自立した生活を送るためには、地域の中で適切なサービスを提供する体制を構築することが必要です。

そこで、四街道市地域福祉計画の理念のもと、障がい者自立支援協議会を中心として、障害福祉サービス事業所、医療機関、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、民生委員などの関係機関の、それぞれの役割分担を明確にしながら、連携の強化を図っていきます。

3 県及び障害保健福祉圏域との調整・協力

千葉県においては、市町村の枠を越えた各種サービスの面的・計画的な整備と重層的なネットワークを構築する単位として、16の障害保健福祉圏域を設定しています。

本市が含まれる印旛障害保健福祉圏域は、成田市・佐倉市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町の9市町で構成されており、地域活動支援センターⅠ型や中核地域生活支援センター、就労・生活支援センターの利用もこの圏域で行われています。今後も広域的な事業などの推進にあたっては、それぞれの市町が調整・協力し合い、より効果的・効率的な事業の運営に努めます。

- ・ 計画策定の流れ
- ・ 計画策定経過
- ・ 保健福祉審議会条例
- ・ 委員名簿
- ・ 障がい者基本計画策定委員会設置要領
- ・ 用語解説
- ・ 市内の社会資源の状況

第5次四街道市障がい者基本計画（素案）に対するご意見への市の考え方について

	ご意見等	市の考え方
1	1 頁、5 行目 「障がいのある人の自立と社会参加を支援する施策が着実に進められてきました」とあるが、「自立」について計画策定に参加する人々がどのように認識しているかによって計画策定の中身が違ってくるのではないかと思うので、参加しているメンバーに自立についてそれぞれが考えていることを確認することが最初の一步ではないか。	「自立」とは、「他の援助を受けずに自分の力で身を立てること」の意味ですが、福祉分野では、「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」、「障がいがあってもその能力を活用して社会活動に参加すること」の意味として用いられます。本人が自らの生活を自らの責任で営むことを基本としつつ、それだけでは生活が維持できない場合に必要援助を行うという国の考え方に基づき、市では施策の推進及び計画の策定に取り組んでまいります。 (参考：厚生労働省資料)
2	4 頁、末尾 障がい者施策をめぐる近年の動きとして、国の動向、県の動向を記載しているので、四街道市の動向についても記載すると動きが良く分かると思う。	市は国、県に準じて施策を実施しており、また、市の動向については計画における個別具体的な施策の中で記載していることから抽出した記載は行っていないものです。
3	6 頁、下部 SDGs の視点を SDGs 活動宣言、活動推進と記載出来ないか。	ご意見の資料は、国が示す「第5次障害者基本計画」の概要が記載された参考資料となります。市の計画においても、国、県と同様に SDGs の理念や視点を取り入れながら、障がい福祉施策の推進に取り組むものであることから、SDGs の活動宣言、活動推進との記載は趣向がやや異なるものと考えます。
4	7 頁、9 行目 「害」の負のイメージ配慮していることから、「身体障害者手帳」のタイトルを「身体障がい者手帳」に変更することは考えていないか。	各種手帳に関する害の字の表記については、法律に基づく固有名詞であることから、漢字表記としております。
5	26 頁、10 行目 障がいのある人のアンケートでは「家族に頼みたい」が最多になっているにもかかわらず「家族への依存の脱却」を課題としてあげるのは対象となっている障がい者の意見を無視している感じがする。可能な限り家族への依存を認めつつ、他の支援体制を構築して併用していくことにすべきではないか。	委員仰せのとおり、家族からの支援や協力体制を求めつつも、相談支援や福祉サービス等を利用することで、家族への過剰な依存から脱却し、負担軽減されることを目指すものです。

	ご意見等	市の考え方
6	26 頁、24 行目 障がいのある人が自分でできることと出来ないことを認識し、その上で誰かに助けを求められるような支援の充実を考えた場合、表現として「障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるような支援体制の充実」というような記載がよいのではないかと。 障がいのある人にできる限り何でも自分でできるようにしてもらうような意味で自立ということが使われている気がする。	計画全体としては、委員のご理解のとおりですが、ここは、経済的な課題について、自立した地域生活を目指せるような支援に取り組むことを記載しております。
7	・28 頁、4 行目 基本理念のインクルージョンの用語の意味を、・37 頁、5 行目 基本的な考え方にあるような説明とした方がよいのではないかと。	28 頁では、本計画全体の基本理念をお示ししており、37 頁では各施策の方向性の基本的な考え方をお示ししており、それぞれに合わせた表現にしております。
8	32 頁 ・基本方針1の成果指標について、目標値の設定が妥当か。もう少し高い設定で取り組めないか。 ・市としての取り組みメッセージにもなる部分でもあるため、目標値の設定に検討の余地があるのではないかと。	目標値の設定を再考し、20%以下であったものを年度毎に0.5%程度の解消を目標とし15%以下と設定し、ご意見を反映させていただきます。
9	32 頁 差別や人権侵害、虐待を「いつも感じる」「たまに感じる」と回答した人とあるが、場面別の情報はあるか。公共施設や公共交通機関を利用する場面であれば、運営している企業体などにも周知していく施策を作っていく必要があると思う。一般的な対応だけでなく、場面に応じた取組みも強化していくと記載しないと、一般的な周知しかやっていないように見て取れるのではないかと。	33 頁、施策2、今後の方針の、施策名及び取り組み内容に一部ご意見を反映させていただきます。
10	33 頁、選挙に関して 先日行われた衆議院選挙の時に、コミュニケーションカードが会場に用意はあるが、市のホームページからダウンロード出来れば、事前に自宅で用意してから投票に行くことが出来るのではないかと。	投票支援カードやコミュニケーションカードを投票所に備えていることはホームページにより周知が可能であり、選挙管理委員会事務局と協議し対応いたしました。なお、選挙ごとにコミュニケーションカードの内容が変わるため、毎回ホームページに掲載することは難しいものと考えます。

	ご意見	市の考え方
11	35 頁、施策4 ・ 今後の方針に「社会福祉協議会に成年後見制度の法人後見制度を設けて、市で養成した、市民後見人候補者を活用して、市民のために貢献する組織を構築する」ことは出来ないか。 ・ 障がいのある人への後見制度は、長期になることから個人による後見には限界があるため、法人をサポートすることも必要ではないか。	・ 法人後見制度は、各法人の取り組みによることから市の計画に含めることは困難となりますが、次期地域福祉計画（素案）において市民後見人の活動支援や関係機関等との連携の中心となる中核機関の設置を検討することについて盛り込まれていることから、本計画の35 頁、施策4、今後の方針にも一部ご意見を反映し、記載させていただきます。 ・ 今後の方針において、設置を検討するとされている中核機関において、法人との連携についても検討してまいります。
12	39 頁、8 行目、10 行目 市内小中学校の義務教育課程だけでなく、高校における福祉教育の実施にむけた働きかけ等を行うことはできないのか。	低年齢からの教育が重要であることから、小中学生に向けた取組みとしております。なお、高等学校のカリキュラムは県の所管する内容となりますことから、直接的な実施は難しいものとなりますが、市民向けの理解啓発活動においては、対象を広く取り組んでまいります。
13	49 頁、施策21 指定福祉避難所への避難者ではなく、一般の避難所で過ごすことの困難な障がいのある人が、自宅避難や車中避難になり、エコノミー症候群のリスクや避難者であることを把握されずに、食料の配布等から漏れてしまう等起こることの無いよう、市全体で、自治会との連携を密に取って取り組んでいただきたい。	49 頁、施策21、今後の方針の表現を一部修正させていただきます。
14	51 頁、末尾行 児童発達支援センターを分かりやすく説明するため、修飾する記載が必要ではないか。	巻末に用語の解説を作成いたします。
15	51 頁、施策23、障がいのあるこどもへの切れ目のない支援について 保護者支援も重要であることから、こども家庭センターによる妊娠期からの支援とする方が適切ではないか。	50 頁、基本的な考え方及び51 頁、施策23、今後の方針において、妊娠期からの支援とし、ご意見を反映させていただきます。
16	・ 60 頁、基本方針5、指標項目の設定について 利用登録者数を成果指標とするのはそぐわないのではないのか。 ・ 60 頁、基本方針5、成果指標について 目標値の設定を再考してはどうか。	60 頁、基本方針5、指標項目をアンケート調査項目にある、地域生活支援拠点等の認知度を指標とし、現在値6.5%を目標値30%と設定し、ご意見を反映させていただきます。

	ご意見	市の考え方
17	2023年度の調査によると、四街道市で87名の方が精神科病院に入院されていて、1年以上の長期入院をされている方は66名いるため、地域移行を計画に踏まえて取り組む必要がある。また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の会議を年2回市で行っていると思うが、この取り組みも計画に記載することで、精神障がい者の地域移行を計画的に進めていくことになるのではないかな。	60頁、基本的な考え方に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を追加し、ご意見を反映させていただきます。
18	62頁、(2)相談支援体制の充実 障がいのある人を支える保護者や兄弟姉妹からの相談や、障がいのある方が事件に巻き込まれ、その家族からの相談もある。介助者や家族をどう支えていくかも重要な事として取り組んでいただきたい。	62頁、施策39、今後の方針に、家族を追加しご意見を反映させていただきます。 また、63頁、施策40、「介助者の支援」においても取り組んでまいります。
19	67頁、17行目以降～21行目 周知が十分でない現状があるので、今後の方針の中に周知を十分にすることを記載すべきではないかな。	67頁、施策50、今後の方針に、周知活動の取り組みを反映させていただきます。
20	69頁、末尾 市内民間企業に対しても優先調達推進法の趣旨に沿った、優先的調達の協力を働きかけて行くことを方針に掲げられないかな。	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律は、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されたものとなることから、民間企業に対しての働きかけは含まないものとなります。(参考：厚生労働省資料)
21	75頁、末尾 地域活動に参加したい意欲がある人がアプローチしやすい環境づくりを今後の方針に掲げてはどうか。	75頁、施策59、今後の方針に、意欲がある人がアプローチしやすい環境づくりに取り組むこととして、ご意見を反映させていただきます。
22	76頁、末尾 担い手不足解消のために、「行政からの働きかけを工夫するとともに各種媒体を活用して広報活動を強化し、欠員地区を減らすことに努めます。」と広報活動を強化することも記載すべきではないかな。	76頁、施策61、今後の方針に、各種媒体を活用した広報活動の強化に取り組むこととして、ご意見を反映させていただきます。

	ご意見	市の考え方
23	障がい者アートに関する計画は盛り込めないか。就労支援、生きがいづくりや障がいのある方の理解へとつながる入口になり得るのではないか。	本計画において、作品募集を行い表紙や挿絵として掲載させていただく方針で作成を進めております。作品の紹介ページ等において、一部ご意見を反映させていただきます。